

平成26年第1回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年3月7日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
閉 会 日 時	開 会	平成26年 3月 7日	午前10時00分
	閉 会	平成26年 3月 17日	午後 2時49分

第2日目

開議、散会の日時	開 会	平成26年 3月 10日	午前10時00分
	閉 会	平成26年 3月 10日	午後 5時29分

出席及び欠席議員の氏名、席次

議 席	氏 名	出 欠 席		議 席	氏 名	出 欠 席
1	池 田 る み	出 席		8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席		9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	出 席		10	池 田 健 一 郎	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席		11	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席		12	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席		13	古 越 弘	出 席
7	小 井 土 哲 雄	出 席		14	笹 沢 武	出 席

会議録署名議員	7番 小井土 哲雄
	8番 仁科 英一

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	荻原 謙一
議会 係 長	古越 光弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木 祐司	副 町 長	内堀 豊彦
教 育 長	櫻井 雄一	会 計 管 理 者	山本 邦重
総 務 課 長	清水 成信	企 画 財 政 課 長	土屋 和明
税務課長補佐兼収税係長	竹内 英雄	教 育 次 長	重田 重嘉
町 民 課 長	尾台 清注	保 健 福 祉 課 長	小山 岳夫
産 業 経 済 課 長	飯塚 守	建 設 課 長	荻原 浩
消 防 課 長	土屋 淳		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第1回定例会会議録

平成26年 3月10日(月)

開 議 午前10時00分

○議長(笹沢 武君) おはようございます。これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は、14名全員の出席であります。

理事者側では、茂木康生税務課長、所用のため欠席する旨の届け出があり、代理に竹内英雄税務課長補佐兼収税係長が出席する旨の届け出がありました。

他は、全員の出席でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長(笹沢 武君) 日程に従いまして、これより一般通告質問を行います。

順次発言を許可いたします。

頁	通告番号	氏 名	件 名
106	1	古 越 弘	社会保障と町税の平等・公平について
			町民の森・メルシャン跡地活用の進捗状況は
124	2	池 田 健一郎	教育長不在の町教育行政について
			公民館使用料について
138	3	内 堀 恵 人	都市計画区域と都市計画税について
155	4	池 田 る み	「健康マイレージ」の導入を
			「子ども安心カード」の導入を
169	5	野 元 三 夫	高齢化社会と長期振興計画のあり方は
			新クリーンセンターの進捗状況は
186	6	小井土 哲 雄	国保税22%の大幅値上げと関連する公約について

通告1番、古越 弘議員の質問を許可いたします。

古越 弘議員。

(13番 古越 弘君 登壇)

○13番(古越 弘君) おはようございます。通告1番、議席番号13番、古越 弘です。

さきの2月14日から16日にかけての比較的積雪の少ない地域に降った未曾有の大雪により亡くなられた方々や、けがや建物等の被害に遭われた皆様に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

災害に強いと思っていた我が御代田町でも現存する町民の誰ひとりとして当町では経験したことのない積雪に襲われ、連日、昼夜を問わず除雪作業を行ってくれた建設業者の皆さんを初め、休日返上で頑張った町理事者、職員の方々、消防団を初め各団体、町民の皆様、本当に御苦労さまでした。災害救助法の適用を受けた当町ですが、死亡者が出なかったことは不幸中の幸いと思います。想定外の今回の災害により得た教訓を踏まえ、当町の防災計画も再検討、見直しの必要があると思います。

さて、本題に入ります。私は、今回、社会保障と町税の平等・公平についてと町民の森・メルシャン跡地活用の進捗状況について、町長の考え方を中心に質問をします。

日本人口の最も多くを占める団塊の世代が高齢者の仲間入りをし、高齢化が急速に進行中で、当町でも社会保障費が増大し、町財政を圧迫してきており、国民健康保険税も22%と大幅な増税を余儀なくされても、なおさらなる財源確保が必要となってきた。

この状況を踏まえ、まず町長にお聞きをいたします。町長の考える社会保障とはいかなるものなのか、またどうあるべきと考えておりますか、質問をいたします。

○議長(笹沢 武君) 茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) お答えいたします。

まず、この町の関係では、国保税が基金も底をつき、22%という値上げをせざるを得なくなりまして、加入者の皆さんに多大な御負担をお願いする結果となった

ことについては、大変申しわけありませんでした。

それとあわせまして、国保の関係では、私の選挙公約としては、国保加入者の負担軽減ということで打ち出しておりましたけども、これについても実現できなかったわけですけども、結果としては、やっぱり見通しの甘さがあったということが反省点でもあります。

社会保障についてどのように考えるのかということですけども、日本における社会保障っていうことでいいますと、5つの柱があるというふうに思っています。1つには、社会保険ということで、公的な医療保険、国民年金保険、厚生年金とか介護保険、こうしたものがあります。2つ目の柱としては、公的な扶助ということで、これは生活保護が当たるかと思えます。3つ目には、社会福祉ということで、高齢者福祉から児童福祉、障害者福祉、母子福祉などが当たります。4つ目には、公衆衛生ということで、これは伝染病や地域保健などの医療整備ということになるかと思えます。5つ目の柱としては、老人保健ということで、これは後期高齢者医療制度が当たるかと思っております。

国が社会保障を進める、また町がそうした事業を進める根拠としましては、日本国憲法で定めている国の責務ということが言えるかと思っております。これは、憲法第25条で、「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として、その2項では、「国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としております。この根拠によりまして社会保障制度というものが国において実施されておりました、その国の法律の根拠に基づいて町でも福祉の取り組みをしているというふうに思っています。

したがいまして、この社会保障全般ということにいきますと、やはり国の動向に大きな影響を受ける、国の動向が非常に重要だというふうに考えております。

今の御質問からちょっと個別のことに入っているのかどうかなんですけど……じゃあ、以上で、国の動向を受けやすいということを、それに我々としては日々対応していかなければいけないと、このように考えているところです。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） 国保税の滞納額が、平成22年度、全体の7.8%、滞納額で9,964万2,000円と、過去4年間で初めて1億円を切ったという結果になっ

ております。ところが、不納欠損額は、過去4年間は1,000万円前後であったものが、24年度は2,000万を超えており、実質未収金は1億2,000万となり、前とえらい変わらないと、こういう結果になっております。

そういうことからいくと、徴収率が上がったという数字のマジック的なものは出ますが、現実にはお金は入ってきてない。とにかく、未収額プラス不納欠損額の割合が問題であって、実際のただ出てきた形が収納率が上がったとか下がったとかっていう形にはならないんじゃないかと、こんな気がいたしますが、町長はその点どう思いますか。

○議長（笹沢 武君） 竹内税務課長補佐。

（税務課長補佐兼収税係長 竹内英雄君 登壇）

○税務課長補佐兼収税係長（竹内英雄君） ただいまの御質問でございますが、不納欠損と未収金額との関係ですけれども、私ども税務課の中では、まず当初に課税された税額を第一に考えまして納付書を発送しまして、納付期限までに納付がなかった方について督促状等を出して、その後滞納処分ということを行います。

それで、私どもが一番大事に考えておりますのは、まず税は公平・公正でなければならないと、憲法でも定められておりますので。つきましては、最大限の徴収努力をしております。最終的には、やむを得ず滞納処分ということで差し押さえをして、その滞納金額の債権を強制徴収ですと。なおかつ、納付の相談等を行いながら、期限内に納付ができなければ、相談をしながらそれぞれの滞納者と折衝をしまして、いつまでに納付をするとそのような約束をします。それでも、なおどうしても納付ができないという方がいらっしゃいます。いわゆる差し押さえ等をする中で、ほんとにしても生活ができない生活困窮者の皆さん、いらっしゃいます。その方につきましては、あるいは生活保護になってる方等いらっしゃいますが、やむを得ず執行停止ということで滞納処分の停止をかけまして、最終的に不納欠損という形で予算の調定から減額していくということをしております。

結果的には、数字のマジックと言われましたけれども、とにかく現年度のかけられた税金を徴収することによって、滞納繰り越し分、いわゆる前年度以前の滞納が圧縮されていきます。それでも、なおかつどうしても納付のできない方については、民間でいうと不良債権という形で、不納欠損ということで落とさざるを得ないという現状もございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） そうすると、現実には、先ほど申したとおり、24年度は急にふえたわけですね、形的に見ると、数字的には、この国保税に関して。そういう場合の努力というものはこれからもそういうふうが続けていくが、何か新しい、さらに新しい方策というものを考える必要があるのではなからうか、こんな気がいたします。

したがいまして、その点は、町長の方針にはよるとは思うんですが、町長の考えを再度ちょっとお聞きをしたいですが、もう少し何かいい方法があったらやりたいていうか、試みたいという気があるのかないのか。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長、不納欠損のふえた理由を説明してください。

○町長（茂木祐司君） 今、お尋ねのほかに方法があるのかないのかっていうことです。

この点については内部でも協議をしている、課題もありますけども、最終的にかけた経費に対して効果があるのかどうかということもあるわけです。私どもとしては、加入者っていいですか、皆さんの納税環境を整えるということも必要かと思えます。ただ、それに対していろいろな方策をして、その経費がかなり、例えばシステムを変えるとかっていうことになると経費がかなりかかりますから、それに対して効果というものも考えなければなりませんので。

そんなことで、いずれにしても、町としては納税環境の整備といいますか、納税しやすいようなことも必要な課題だとは思っていますが、現在のところ検討はしておりますけども、新たなものについてはまだ結論が出ていない状況にあります。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） 例えば、1,000万からふえております。そういう形について、その人たちが、ただ1,000万を不納欠損とするのではなく、例えば町の公園のごみ拾いに来てもらったからその方々たちがとか、何とかできる範囲のことっていうのはなからうかと、その点を考えてもらって、その不納欠損の人たちが、それは体的に無理な方たちは無理ですが、たとえどれだけでも皆さんに奉仕をしてそのお金を欠損にした形でも出すというか、そんな方向でできればえらい経費もかからなくも、町民の皆さんの形もみんなやっぱり努力はしてるけど大変だわなってい

う気がするという形も含めて考えていったら、もっと簡単な方法でもできることがあるのではなかろうかと、こんな提案をしたいと思います。

それで、次に行きます。平成24年度の保険給付金、後期高齢者支援金、介護給付金を合わせると13億1,000万を超えており、保険給付金では、重症のがん、心臓疾患、人工透析によるものが高額となっていて、今後このような患者はどのような傾向になると見ておるのか。例えばこれがふえた場合には、その対策としてはどうするのか、こんなことをお聞きをいたします。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

ただいま御指摘のように、国民健康保険における保険給付費、それから国保会計の中に入っております後期高齢者医療の支援金及び介護納付金、これにつきましても間接的に国保で負担してるものでございますけれども、結果的には、医療の高度化に伴いまして後期高齢者医療の医療費につきましても、毎年うなぎ登りに上がっているという状況でございます。

当然のことながら、日本の社会、高齢化しております。ただ、その高齢化の背景には、医療の高度化というものがございます。例えば、国保の1カ月の最低限度額の負担額が3万5,400円程度でございます。3万5,400円を1カ月に負担すれば、500万だろうが600万だろうが、例えば1,000万だろうがの医療を受けることが可能という制度になっております。

こういったところの溝を今後どうやって埋めていくかにつきましては非常に難しいところがございますけれども、国策等の変更等も今後はあるということを予測しながら、私どもは保険給付のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） そのとおりだと思うんです。ですから、これが、要請として、やはり見れる限度額をこれからは決めていくという形をとらないと、3万6,000円の形で1,500万の金額を全部見るということになりますと、国保の会計は、まずおそらくだめになると思うんです。ですから、地方の側から、現場の形から、これはやっぱり500万円ぐらいで切るとか何とかっていう形をやっぱりしていかないと、ただ単に保険税だけを上げていけばいいというこういう結果にはならないの

ではないかと考えておりますので、その辺も十分に検討をして、上のほうに上げていってほしいとこのように思います。

それで、26年度、国保税22%アップによると、滞納者はこれからますます増加するのではなかろうかと、こんな懸念があるわけでございます。その点について、町長はどのようにお考えなのか、お聞きをいたします。

○議長（笹沢 武君） 茂木祐司町長。

○町長（茂木祐司君） お尋ねの値上げによって滞納者がふえるのかどうかという懸念があるという御指摘ですけれども、私どもとしては、法令順守の中でこの事業についてはきちんと進めていくということでありまして、結果としてどうなるかということは今予測することは不可能かと思っておりますが、そのように進めたいと考えております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） ぜひ、そのように、そういう滞納者の減るような形に持ってほしいとしたいと思います。

医療費の推移でも、24年度の増加率は最も高く、町長の施策の保健師等をふやし予防医療による保険給付金を抑えるという効果は、現在は出ておりません。当然、すぐ効果が期待できる施策ではなく、当面の保険給付費増大の対策施策が必要と思っております。

また、一般財源に占める社会保障費の経過と推移、茂木町長の就任時8年前の国保税の保険料と最低保険料と最高額との格差はどのくらいあったのか。平成24年度ではこの格差はどうなっているのか、また軽減者の推移というものはどうなっているのかをお聞きをいたします。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

まず、後期高齢者医療制度に移行して以降とそれから現在の比較をさせていただいたほうが、ちょっと構造的に変わった部分がありますので比較しやすいかと思っておりますので、そちらのほうからお答えしていきたいと思っております。

平成20年度の課税限度額は、68万円でございます。総合所得33万円を超えず、7割軽減を受けた場合の税額、これがいわゆる低所得者の方というふうにと

えていただいているかと思いますが、68万円に對しまして2万550円で、約66万円の差がございました。25年度の課税限度額は77万円に引き上げられているため、7割軽減を受けた場合の税額2万550円との差は約75万円となり、低所得者と高所得者との税額の差は約9万円に広がっているという状況でございます。ちなみに、平成26年度からは、国保の課税限度額が81万円に引き上げられるため、その格差はさらに広がっていくという状況でございます。

それから、社会保障費が、御代田町における社会保障費の占める割合でございます。ここでは、一応、ざっくりとですが、一般会計の民生費及び国民健康保険の特別会計、介護保険の特別会計、それから後期高齢者医療特別会計の合計額と御代田町の会計全体との比較の数字を申し上げたいと思います。

平成19年度の45.1%をピークといたしまして、平成20年度は39.7%、逆に下がっております。21年度は33.1%、22年度も33.1%と減少しておりますが、平成23年度は36.7%、そして医療費がかなり跳ね上がりました24年度に至りましては42.9%と再び右肩上がりに転じている状況でございます。特に、24年度の36.7%から42.9%という急上昇の背景には、国保医療費の急騰及び介護給付費の再上昇が作用しているものと考えられます。

それから、軽減世帯の関係でございますが、19年度から24年度の6年間で、23年度のみ43.7%と低率を示しましたが、ほかの年度におきましては46%から48%の範囲内で大きな変動はございません。したがって、その年の農業所得の動向によって軽減世帯の割合が大きく変わっているというふうにも考えておったのですが、この点につきましては大きな変動がない状態で推移しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） 町長、この格差というものは妥当と考えますか。

それと、もう一点、町長の考えるこの格差はどの範囲まで行ったら許容範囲であって、これを超えたらまずいとか、際限なく行っても構わないとか、そんな感じがお持ちでしょうかどうでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 大変申しわけありません。開きがどうなのかということについて

は、私としてその判断する材料を持っておりませんので、担当課のほうで答弁をさせていただきます。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） 担当から今説明がありました。22%アップとなると、67万5,000円で、その差額が前の52万9,500円から14万5,500円広がるわけです。その格差がどんどん開いていく。そうなりますと、町長の考える格差の妥当の線というのがあるのかないのか、そういうことなんです。

ですから、これは、先ほども言いましたとおり、際限なく広がっても納めて、取れる人から取ってけばいいのか、あるいはやっぱりある程度来たらその辺は考えなきゃならないのか、その辺の考え方が町長自身はどう思ってるのかということをお聞きしてるわけでございます。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 今の点ですけれども、私どもが国保税の値上げをお願いするに当たりまして、その前提条件があります。それは、今、国が進めている国保の都道府県への移管っていう、統一的運営ということを4年後に計画しているっていうことがあります。それを前提として、現在22%の値上げをお願いすることによって、その国保の都道府県での統一的な運営、統合、というところに対して対応が可能だということが前提となっておりますので、そうした前提のもとで考えております。

ですから、基本的には都道府県による運営というところに進んでいくという中でのものでありますので、そこまでの私としての想定というものは、我々としてはそこまでの考え方ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） ですから、町長がやったからすぐできるという話を聞いているわけじゃございません。こういうことですから、やっぱりこういう制度はこういうふうになったんじゃやっぱりだめなんだとか、大変なんだっていう形っていうのが、やっぱりこの程度の差ぐらいしかできないだろうからこの辺では何か考えたんがいいというものを、町長たちが全部今度、町長というか県に移管された場合には、今度は、県に、国よりは県のほうが言いやすい形が出た場合に、現場としてはこれはこういう形になったらだめですよっていう形を言うていくには、ある程度基本というものがなければ言えないはずなんです。

ですから、これが先ほど言ったとおり、59万が100万ぐらいまではいいとかっていう個人の考えですから。それで、町長が、これが出たからすぐどうのこうのじゃなくて、個人的にはどこまで考えていますかということのただお尋ねをしたわけでございます。

したがいまして、町長、そこを考えてないというんならそれはそれで結構です。いいですけども、そういうものも踏まえて、やはり差というものは、格差社会ということを町長よく申されまして、非常にまずいという話をしますよね。大企業がもうかって、下の人たちとの所得の差というのが出てまずいということを考えている方が、そういう方に対して、この国保税についての格差というものはどう考えているのか、そういうものが知りたいわけです。国保税はどんなに格差が出てもいいんだと、それを守るためならという考えでいるのか、あるいは社会的にはやはり格差が出ちゃまずいのかって考えてるのか、一体性があるのかないのか、そういうことでございます。

ですから、その点について、町長がその点もやっぱり圧縮していくとなれば、もう保険料だけを値上げするのではなく、やっぱり受益者負担っていう感覚からいったならば、患者さん、診てもらった人が当然3割でなく4割もやっぱり負担をしなければならぬということになってくればその格差が縮まるとか、先ほど言いましたとおり、給付金の限度額というものをある程度頭打ちで切って、それ以上のものについてはやっぱりできない、そうでないと全てのこの国保というものが破壊をしてしまう。それを防ぐためには、やっぱり考えなければならぬという時期に来ていると思うんです。ただ、形的に、来るからこれでやっていけばいいじゃなくて、現行の制度がだめだからこういう問題が出たとなったらそれを直すということを基本的に考えるには、やはり現場から言って、これがだめだということを強く突き上げていかないと、計算上だけでやる話と実際のものとは違って来た場合にはまずいと。やっぱり、一番現場でして働いているというか、一番末端の人間の話を聞いていってやらないとだめではなかろうかと、こういう感じなんです。

ですから、低所得者がいてまずいといたら、低所得者をなくす政策というものができれば、これが一番いいわけです。皆さんの所得を上げれば、結局滞納者もなくなれば、そういうことがなくなる、不納欠損も必然的になくなります。でも、その政策をまず考えないでその上だけやってはまずいではなかろうか。それには、た

だ、先ほど言ったとおり不納欠損額をただ捨てるのではなくて、その人たちが幾らかでも何らかの社会貢献をしてもらって、その分を捨てていった形になったほうが、納めてる人たちとしてもやはり納得がしやすくなるのではなからうか、こんな気がしているわけでございます。

ですから、町長が目指すのは、高負担高サービスなのか、あるいは低負担の低サービスで抑えるべきか、町長個人はどのように考えておるか、お聞きをいたします。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えします。

いずれにしても、国保の制度そのものの欠陥といいますか、現在起きている矛盾につきましても、これから国保の都道府県化ということで協議がされていくと思っておりますので、それぞれの自治体としての意見も述べていかなければいけませんし、当然主張すべきは主張する場があるものと考えておりますので、私としては当然そうしたことで対応していきたいと考えております。

現在、お尋ねの高負担高福祉か、低負担低福祉かということですが、歴史的に見ますと、例えば国においては75歳以上の医療費の無料化という制度も一時期打ちだして、非常に福祉という点では進めてきた側面もありました。しかし、現在国家予算が破綻状態という中で、高負担高福祉となるのか、高負担でありながらそれほどのレベルの福祉を得ることが不可能なのかということで考えていますけども。基本的に、例えばスウェーデンなどでやっている福祉という点は、またこれはレベルの違うことかなというふうに思っていますけども。

いずれにしても、住民の皆さんが大きな負担をしても将来にわたって生活に不安がない、つまり産まれてから墓場までといいますか、不安がない状況であれば高負担も可能かなというふうに思っておりますけども、現在のところ将来に対する不安が極めて大きいということですから、それに対して高い負担を求めるということについては国民の批判は免れ得ないだろうというふうに思っていますので、現状、今私の認識としてはこの程度の答えでお許しいただきたいと思っております。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） ですから、やはりこれ以上の高負担は無理。したがって、これ以上高サービスしていくことも無理だと、現状では確かに無理だと思うんです。だ

から、そういう形で、それをやっぱり町民の皆さんに理解をしてもらっていかないと、これからはこういうことは成り立っていかない、その点をしっかりと皆さんに知らせるような努力をしていっていただきたいと思います。

ですから、当面、これ値上げする前の形だと思うんですが、入れますと、年間9,400万ばかり不足するという形が出ておりましたよね。その形ですが、それがもしうまくいかなかったら、もう一回再値上げはするのかもしれないのかということです。あと4年間と言っておりますが、その形はどのように見通しをしておるのか、お聞きをいたします。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

まず、25年度分については、今回の補正予算の計上によって何とか賄っていきたい。それから、26年度につきましては22%の税率改正という背景の中で増収になります。そういった中で、しばらくの間財政の安定化が図られた上で、国民健康保険、健全経営がなされていくというふうに考えて、今回の予算を提出させていただいております。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） 何分、大幅な値上げでございました。これ以上の値上げがなされないように頑張っていたいただきたいと思います。

次にまいります。本来、税金は平等・公平と考えるが、同一町内でありながら、都市計画税は、なぜ賦課の有無があるのか。町長は、以前同僚議員の質問で、「知らなかった」と回答をされました。それを承知して以後どのような対策をとったのか、お聞きをいたします。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 都市計画税のお尋ねなんですけども、このことについて知らなかったというのは、なぜ都市計画税を一部の地域は徴収しなくなったのかというその成立の過程について、かなり過去のことになりますので、この成立の過程については承知しておりませんでしたということでお答えをさせていただきました。

恐らく、そのときの答弁の中でも、都市計画の計画があるのかないのかによって都市計画税というものを賦課するということできっと答弁があったかと思いますが、ですから都市計画そのものを立てなければ、都市計画税の賦課はできないと

いうふうに認識をしているところです。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） 町税の最大収入源は固定資産税であり、この税は安定確実に計算が見込める自主優良財源で、自主財源の80%以上を占めて、町税のうちの約60%ぐらいを占めています。平成21年から23年度までは約12億4,000万から5,000万。24年度は、地価評価額の変えがあったのか、若干下がりました11億6,700万円となった。都市計画税は、その固定資産税に対して約、大体1割ぐらいですよね、毎年。1億2,000万から1億5,000万ぐらいとなっています。その賦課が全くない地域がある。

都市計画税というものは、都市計画がなければだめだと言っておりましたが、当町は東西で約10kmぐらい、南北で14km弱ぐらいですか。高低差というのを見ましても、浅間山の頂上の2,568mを含めると、差が、相当、1,800mぐらいとか高低差が出ますが、実際人間が住んでいる地域から見ると、恐らく内外300mぐらいではなかろうかと思えます。しかも、当町、役場のあるところが830mぐらいですか、それですから、人家のあるところからいうと高低差は恐らく150m以内には入っているのではなかろうか。

それで、都市計画税があるところとないところの差、例えば道を走っていたら、都市計画税外地域に入ったら2mぐらい狭くなっちゃったとか、全く都市計画税のところだけは歩道があるが、その外はなかったとか、そういうことの見返りというもののはっきりわかりません。

お金というものは、払うと物品が買えたりあるいはサービスが受けられる。例えば、車でよそへ乗せてってもらえるとか、あるいは何か身支度を整えてもらえとかということが出ます。それがよくわからないというのが、都市計画税でございます。

例えば、公共下水のほうへ全部1億数千万毎年つぎ込んでおりますが、まだ足りないという形では、その点はわかります。ですが、農集排にしる、個別排水にしる、形的には一般会計からは繰入金というものはございます。どこにその差があって出ているのかということが、基準がよくわかりません。

ですから、納めてる町民とすると、納めてる人たちは、我々が何でこんなに取ら

れているのによくないのか。例えば、家を建てる場合については、入っておらなければ、確認申請とかそういうものが要りません。納めている人たちが取られて、納めていないとこの地域の人たちが取られないということに対しては、非常に不公平感を感じると、こういうことでございます。

ですから、その点をもしここまま続けていくのなら、町民の皆さんにこれこれこういう形だからこうですということをよく理解をしてもらう努力はする必要があるのではなかろうかと、こんな気がいたします。

ですから、うちのところは取られているからこれだけのことがあってこれだけのメリットがあるし、取られてないところはこれだけ自分の、やっぱり目に見えた何かがないと不公平感というものは非常にわからないのではなかろうか、こんな気がいたしますが、どんなものでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 荻原建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。

まず、都市計画税の賦課と用途についてお答えをいたします。

御承知のとおり、税には普通税と目的税とがございます。都市計画税は目的税のほうに区分されまして、地方税法の第702条第1項の規定に基づき、都市計画区域内に所在する土地及び家屋に対し固定資産税の標準となるべき価格、評価額の0.2%の割合で賦課されておまして、農振の農用地には賦課されておりません。

参考までに、平成24年度の歳入の決算額につきましては、議員も先ほどもおっしゃいましたが、1億1,600万余となっております。

この都市計画税は、都市計画区域内において都市施設の整備事業にのみ充当することができ、その他の事業に充当することはできません。今日まで、当町の都市計画税は、都市計画道路の改良事業、都市公園の整備事業、公共下水道の整備事業のみに充当してまいりました。目的税という性質を鑑み、今日まで都市計画区域外における事業に対して及び都市計画区域内であっても都市計画事業以外に対しては都市計画税を充当したことは一切ございません。地方税法の規定に基づき課税されているもので、法の定めのとおりに充当しておりますので、税の賦課の有無自体については不平等・不公平であるとは考えてはおりません。明確化ということがおっしゃられましたが、都市計画事業、先ほど申し上げました街路事業、公園事業、下水

道事業というところに充当しているというところで御理解をいただきたいと思いません。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） ですから、例えば、先ほども申しました公共下水と、それでは農集排、個別排水等の利便性とかそういうものの形がそんなに差があるのか。これだけお金を集めてやってるのに、いけなければ、公共でなくも都市計画税外になって、そのほうをやったのがいいのか悪いのか、そんな形の議論になってしまうと困るわけです。

ですから、その形がやっぱり町民にもっとわかるようにしないと、納めている人たちは非常に不公平感を感じてる。ゼロと無の差なんです。ゼロというのは、1を組み合わせると100倍の差が出ますよね。ゼロ1にもなるし10にもなります。ところが、無は全くないんです。1無でも、1なしでも、どっちみち存在しないんです。あるかないか、その形というものは非常に大きな差が出ます。

したがいまして、その点をよくわかるように、やっぱり町民に理解してもらわないと、ただ取られているだけだと。何で向こうがよくてこっちが悪いんだと、同じ町内ではないか、先ほど言ったとおり、相当の大きな面積とかそういうことは当町はございません。比較的小さい町です。高低差も、先ほど申したとおりそれほどはございませんし、利便性も、ここへ行ったら急に悪くなる、すごくよくなる、そういう形が出ないところですから、その点はしっかりと説明をして、しかしこうなってきたんだ、しかも五十数年間そういう形が続いてきてる。全然、そこの辺はもう都市計画じゃ認めない形には、いつまでたっても置いておいていいのかというような感じが、逆に言うと、置き去られたような形になっても困ると、そういう形もございますから、その点はよく町民にわかるように、特に徴収している地域にはよく説明をしたほうがいいんと思うんですが、よろしく願いをいたします。

それでは、時間の関係もございますから、2点目に入りたいと思います。

町民の森・メルシャン跡地活用の進捗状況について質問をします。

町民の森活用方法は、取得以来10年も経過したが遅々として進まない。東日本大震災以後、浅間山噴火に備えるとして、突然コンクリートブロックのストックヤード候補地として当地が浮上し、慌ただしく議会や住民に説明をした。その後、

国交省との交渉がどうなっているのかは、全く町民にも知らされていない。町長が発言をしていた町の要望が通らなければ結果的には受け入れないというような形をとっていたと思いますが、その後は一体どうなっているのかということをお聞きをいたします。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

事業概要とこれまでの経過につきましては、何度か議会において一般質問をいただき答弁しておりますので、9月議会以降の経過について御説明をさせていただきます。

平成25年10月22日に、浅間山直轄火山砂防事業に伴う住民説明会での質疑、意見、要望事項につきまして、町と国土交通省利根川水系砂防事務所との間で、総括及び集約したものの協議を行ってきております。

まず住民説明会への出席者数でございますが、塩野区、寺沢区を対象とした説明会には18名、清万区、一里塚区を対象とした説明会には12名、それから全町民を対象とした説明会には36名の方に御出席いただき、合計で66名の方に出席いただいております。

この質問内容につきましては、大きく6項目に分類して、過去の経緯、本事業の計画、それから環境、工事、それから町に対する質問、その他ということで、合計で30の質問がございました。このほか、多くの意見、要望もいただいております。

この中で、国有林内等、町民の森とは別の場所へのストックヤードの設置について町民の方からも要望がありました。これを受けて、町民の森以外にもストックヤードを設置できる可能性も視野に入れて、国交省とそれから東信森林管理事務所とが協議をしているところでございます。また、ほかの場所、提案をいただいた場所についても、国交省において現状を見て、概略設計をして検討をしております。

しかしながら、国はあくまでもストックヤードの選定地として町民の森を第一候補として考えていることには、変わりはありません。現在、国交省が協議中、検討中の課題については、町としても結果を待たなければならないところです。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） そうすると、住民の皆さんからあった要望を取りまとめて今交渉中であるということですのでよろしいですね、形的には。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 現在、その他の質問事項等一つ一つについて、国交省と協議を進めているということでございます。ですが、そういったことの解決策が見えて、その上で最終的に国においても町民の森をストックヤードとして選定してきた場合には、これまでも説明してきたとおり本事業に対して協力していきたいというふうに考えております。

今、ストックヤードの話がなかなか進捗しない状況ですのは、実は、議員の皆さんにも視察をいただいた、前の議員の皆さんかな、浅科のストックヤード、打設して一時保管をする状況が既に始まっておりますので、ストックヤードの確保自体がこの15年間の中で行えればいいという状況で、現在は現場打ちだとかそういったことのほうの仕事が主になっておるということで、こちらのストックヤードの問題だけがちょっとおくれてるという状況があるかとは思いますが。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） わかりました。ということは、ストックヤードが中止になったわけではなくて、進行はしておるということでの理解でよろしいわけですね。

それで、また残地、残り地については何か検討をしているとか、何か、あるかないかをお尋ねをいたします。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 残りというのは、その下の部分ですね、その活用の計画2ということでございますが、これはこれまでも何度も一般質問に答弁をしておりますけれども、町民の森設置及び管理に関する条例第2条に規定しております設置目的、「地球環境保全のための森林を整備し、森林の持つ多面的機能や自然環境保全などに対する意識の高揚を図るとともに、町民の保健休養に資するための場」ということで、これに沿って引き続き管理をしていく考えでおりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） それですから、自然環境や水資源確保を目指すなら、計画的に植林やら、あるいは下刈り等をして整備していったらどうか、そういう形が全くなくて、ただ放置しておいて進んでるといってのはちょっとおかしいじゃないかと、こういうことです。

あるいは、町税の収入減を上げるということを目的と考えるならば、これは私個人の考えでございますが、あの地を農地と編入をしまして、その代替として、例えばかりん道路の北側を農振を外して、その分を発展をさしてもらって、その固定資産税上げて町税を上げるという方法もあるわけです。

ですから、放っておく土地がもったいないのならば、そのほかの生かし方、そこを直接上げなくともそれを利用して上げられるという方法があるはずなんです。だから、その点も考えてみたらどうかと、こんなことが思いますがどんなものでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 御提案をいただきました、かりん道路の北側というのは、駅の西側のエリアのことかと思えますけれども、そこを農振を除外して、その代替措置として町民の森を農地にしろという御提案ですね。このことについて、それが果たしていいのかどうかという全体的な状況の中からも考えたいとは思っています。

もともと、ここのエリアは、昔、集中豪雨等で水害の出た、一番発生した現地でもありますから、開発ですとかそういったことにそぐわない場所であるというのは御理解を賜っているとします。農地としての利用が果たしていいのかどうかというのは、総合的なところも今後検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） そういうふうに、できる範囲のことはやっぱりいろいろ考えてみるのも必要ではなかろうかと、こんな気がいたします。即できなくても、そのうちには何かできる形があったら、そういうふうに利用をしていけば、やっぱりその利用価値は、せっかく取得した土地でございます。宝の持ち腐れにはならないように、頑張って検討をしていただきたいと、このように思うわけでございます。

続いて、メルシャンの美術館跡地の活用方法についてお尋ねをいたします。役場建設予定地の位置、面積等は早く確定をいたしまして、残地の活用についてしっかりと考えていったらどうかと感じを持っておりますものですが、現在の進捗状況を

お伺いいたします。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） メルシャン軽井沢美術館の跡地活用についてでございますけれども、メルシャン跡地につきましては、役場庁舎の建設用地、それから実施計画等で検討をしてきた地場産品を直売する直売所の建設など、それから工場用地が、町内、準工業ですから、そういった用地がないといういろいろな面で活用を図っていくために、平成25年3月に町の土地開発公社が取得して約1年が経過してくるところでございます。

この間、役場庁舎の整備につきましては、役場庁舎整備検討委員会等で御協議をいただき、最終的にメルシャン美術館跡地を第1候補地とした新築という答申をいただいたところでございまして、町といたしましても答申のとおり方針を決定して、26年度当初予算では庁舎整備に係る基本設計業務を予算計上していることから、今後庁舎整備に必要な面積、場所を確定していくこととなります。

議員おっしゃられるとおり、町としては、土地開発公社からメルシャン美術館を取得し、役場庁舎整備に必要な用地を確定した上で、残った用地の活用について検討していかなければならないというふうに考えております。まだ、取得して1年ですから、各種の引き合いはございますが、果たしてそれがいいのかどうかということもあると思います。

それで、メルシャン株式会社につきましては、ウイスキーの蒸留場として地域の雇用を生んできている。また、美術館は文化施設として観光などの地域の産業的役割を担ってきていただいておりますから、町といたしましては、同様に、雇用を生み、地域産業を担っていただけるような施設用地となれば、町の発展につながっていくのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、さまざまな角度からの検討を行いまして、議会の皆さんとも協議をした上で御代田町にとって最適な活用ができるよう検討をしてみたいとこんなふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 古越 弘議員。

○13番（古越 弘君） いずれにしても、もう磨けば光る原石な土地だと思うんです。ですから、町の中心地でもありますし、くれぐれも宝の持ち腐れにならないよう十分に磨きをかけまして、他市町村から羨望のまなざしが向けられるような活用方法

をすることを期待をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告1番、古越 弘議員の通告の全てを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時54分）

（休 憩）

（午前11時09分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告2番、池田健一郎議員の質問を許可いたします。

池田健一郎議員。

（10番 池田健一郎君 登壇）

○10番（池田健一郎君） 通告2番、議席番号10番、池田健一郎です。

私は、事前に通告してあります教育長不在の町行政についてと、公民館使用料についての2件について質問させていただきます。

その前に、議長の許可をいただき、今般の大雪は質問提出後のことで、この件は後で行われる同僚議員の質問にお任せするとして、今回は大雪被害について一言述べさせていただきたいと思います。

「大降りでやしたな」、こんな通常の挨拶言葉も出ないほど連日の雪かきに疲れ切っておりました。2月14日から降り始めた雪は15日の夜半まで続き、1mに近い大雪となり、雪に対する備えの浅いこの地方では大変な交通困難を来し、農業用ハウスやカーポートの倒壊等、莫大な被害が発生しました。被害に遭われました多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。

道路の除雪もおくれ、国道18号線がサンラインの通行どめが続き、県道、町道も大きな影響を受けました。これは、国、県、町村と縦割りの分担がうまく機能しなくて、渋滞解消まで4日強の時間がかかったと、テレビ、新聞等で報じられていました。

新聞、テレビ等に取り上げられはしませんでした。当町において、馬瀬口地区や三ツ谷地区では、区民の皆さんが公民館を休息所にし、食事の炊き出しなどをさせていただいたり、また除雪指定業者でない事業所が重機を持って応援をしていただいたり、はたまた農家の方々にはショベル機能を持ったトラクターで除雪作業を応援していただくなど、おかげさまで町内の小路、いわゆる生活道路は早くから軽自

動車の通行が確保されたように見えました。これは、町で掲げる町民の自助、共助の精神が発揮された結果だと思い、本当にうれしくなりました。

また、役場庁舎内で真っ黒に日焼けした職員、それから作業服、作業ズボンの姿でいる職員を見るにつけ、本当に御苦労さんでしたと声をかけ、労をねぎらってやってほしいものです。

農業用のハウスについては、解体除去費用の補助を初めとして、再建に当たっては8割ないし全額補助等の報道が新聞でされております。ありがたいことです。ただ、忘れてほしくないことは、夜を徹して、このハウス内に幾つもストーブをたき、倒壊を防ぐ努力された方々もたくさんいらっしゃるということです。こういった方々にも、何らかの対応をしてほしいものです。

町長は、15日の朝から対策本部を立ち上げてという説明を招集の挨拶の中でされておりました。話によると、御本人不在であったけれども、この日は副町長が指揮をとり対策本部を立ち上げたと、こんな報告が18日議会に報告がありました。この日に限ってではないんですけれども、女性職員もこの日は数時間かかって登庁しておるといふうに聞いております。いろいろ事情はあろうかと思いますが、町長の危機管理に関する考え方が甘い、希薄しているのではないかと疑ってしまいます。

また、3・11の大震災からはや3年たちますが、被災された方々の多くが、まだあの復旧・復興の道筋が見えず、大変苦しんでおられます。あの震災や今回の豪雪を教訓にして、災害のないまちづくりに本当に本腰を入れてやってほしいものです。

さて、本題に入ります。12月に任期満了に伴って、高山教育長が退任されました。どうして、すぐに後任選びができなかったのかをまずお聞きしたいと思います。

また、記憶に新しいことですが、一昨年、副町長の選任においても今回と同様に数カ月間の空白時期をつくり、これは町長が兼任をする旨の話をし続けた記憶がございます。

意地悪く勘ぐれば、町長の決断力の欠如がそうさせているのではないか、物事を即決できない、指導力不足と言われても仕方がないのではないか、こんなふうな気がするのですが、町長、お考えをお聞かせください。

○議長（笹沢 武君） 茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) お答えいたします。

最初に、大雪に対する対応で、私が役場に到着できなかったということで、副町長がその指揮に当たっていただきました。御承知のとおり、面替はもう限界集落化している中で、それぞれのこの地域では県道までも出ることができないという状況がありまして、9時間の時間を要して県道に出るための対応しておりまして、私も面替ではまだ青年部で、その先頭に立ってやらなければならないような事態もありまして、私の近所もだいぶ高齢者も亡くなるとかして、そんな状況の中でそんな対応をさせていただきましたが、常に役場とは連絡をとりながら対応させていただきました。危機管理に対する意識が足りないのではないかという御指摘は、真摯に受けとめたいというふうに思っております。

また、今回の教育長人事につきましては、結果として2カ月の不在という結果になってしまいました。これにつきましては、関係者の皆様に御心配をおかけし、また御迷惑をおかけしたことについては、大変申しわけなく思っております。大変申しわけありませんでした。議会の皆様には、今回、全会一致で承認をいただきました。大変ありがとうございます。

御質問にあります、通告にあります、あらかじめ高山教育長については退任する想定されていたのというお話ですけれども、これにつきましては、言いわけはするということではないですけれども、あらかじめ退任するというふうには想定しておりませんで、私としては継続すると考えておりましたから、そういう意味では初動のおくれというものがあつたかなというふうに、これは反省点としてございます。

櫻井雄一先生につきましては、私が町長に当選した平成19年の3月議会に、議会に人事案として提出をさせていただきましたが、残念ながら私の責任で否決をされてしまうということになりまして、櫻井先生には大変御迷惑をおかけしたと考えております。

おくれた理由も述べてよろしいでしょうか。

○10番(池田健一郎君) はい。

○町長(茂木祐司君) それで、そうした教育長人事については、経過もありまして、7年前のことになるわけですけれども、教育長人事につきましては、当然ですけれども選任の基準ということがあるわけです。どういう人が教育長にふさわしいのかと。当

然、それは人格が高潔であること、識見にすぐれた人であること、さらに経験が豊かな人ということがその前提になるかと思えますけども、7年前の議会で否決をされてしまったという経過から見ますと、何よりもその基準に加えて議会の同意が得られる人ということが大きな基準となりました。これも、人事案ということでもありますので、反対者がいるという状況はやはり人事案としてはふさわしくない。賛成多数ではなくて、議会全員の賛成をいただかなければならないということから、慎重な対応をさせていただきました。

この点につきましては、私一人の考えというだけでは、そうした基準をクリアできるかどうかということがありまして、これについては役場の内部組織である理事者会でも協議をさせていただきまして、過去の苦い経験から再び否決とされてしまうことがないように、誰がふさわしい人なのかということのを慎重に協議して、最終的に櫻井先生にお願いをするという結果になりました。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 教育長が3カ月間不在だということ、この間、町行政に支障をしてこなかったのか。国の現行法においては、教育長と教育次長、この置かれている立場っていうのは当然違ってくると思います。また、その権限もおのずと違うものでありますが、こんな状況の中で、町長はこのお二人の役を1人に任せるといふうなことを考えここ数カ月やってきたわけですけれども、この間に町の教育行政において何の支障もなかったのか、この辺についてお聞きします。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 当然、2カ月間の不在ということで、教育行政には大きな影響があったというふうに考えておりますし、何よりも教育関係者その他の保護者の皆様などなどから、教育長不在ということで不安の声もいただいておりますので、そういう意味でいえば住民の皆様を含めて大変な御迷惑をおかけしたというふうに思っておりますし、影響は大きくあったというふうに考えております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） ただいまの答弁で、影響があったというふうなお答えをされました。実際に、どんな点に影響があったのか。町長の把握してる範囲でちょっと

お答えいただきたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） それでは、私、教育長不在の期間に職務代理という形で務めさせていただきました。

先ほど、議員申されたように、教育委員会、現在二元体制ということの中で、教育委員長が5人の中から1人いらっしゃいます。今回は、いわゆる教育長、理事者絡みの教育長が不在であったという中で、教育委員長のほうにだいぶ負担がかかりました。

というのは、毎月といいますか、月に何回か、いわゆる県教委との話し合い等がございます。そういった会合においても、通常は教育長主導で動くところ、職務代理の私と教育委員長で動いたと、そういうような中で教育委員長のほうに結構なウエイトのことをお願いしたり、いろんな学校とのやりとりという、今回の雪の関係についても学校とのやりとり関係でそういう部分が出ております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 具体的にもっともっといろいろな問題があったと思います。

また、逆に、表に出ないけれども本来やっておこなきゃいけない業務というのが停滞している、こんなようなことを私は感じます。

教育委員会というのは、本来、学校教育ばかりじゃなくて、社会教育の推進、こういったことのかなめであって、教育長不在というのがこの行政に影響のないということはありませんというふうなことを私指摘させていただきました。

最近、学校を取り巻く諸問題、特に一昨年からはいじめによる不登校から始まって、これがエスカレートして自殺に追い込まれていく事例が多く報道されています。当町においても、昨年、不登校対策専門員を招いてこの問題に対処してこられたと思います。昨年のやまゆり3月号で紹介されている「明るい笑顔で登校」なんていうページがあります。この事業の成果とその結果、また、これから町はこういったものを継続するのもしないのか、こういった点についてお答えをいただきたいと思っています。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） 不登校対策ということでは、現在、心理相談員を置いております。専門員については、24年度限りということで現在は置いていない状況です。

それで、その関係につきましては、小中学校、毎月、校長会等でそういう児童についての報告を受けておりました、その状況等を把握し、どういった状況であるかということ把握はできております。それで、いわゆる臨時職員の方々によって特別教室といいますか、別な形の中での支援等の受け入れを行っております。現在のところ、成果ということでありませけれども、通常のクラスから離して状況を見たり、通常のクラスへ入れて状況を見たりというような、いろんなかかわりの中で支援を現況行っているところでございます。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） ほんの一例で、今、不登校対策専門員の方のお話をさしてももらいましたけれども、これはたしか交付金事業の一つですよ。交付金がなくなったらもうやめだっということ、それはそれでいいかもしれないけども、その結果が、国からあるいは県からいただいたそういった交付金の事業がどれだけの成果があったんだと。今後は、それをどうやって事業展開をしていくんだと、要らねえからすぐやめちゃえ、お金が来ねえからやめちゃえ、こういう問題じゃないと思うんです。

こういった点で、先ほど来言っているように、教育委員会の持っている機能がきちんと発揮されないで、むやむやと行って終わっていく。これは、非常に、私たちもそうですし、町の人たちも、あれは何だったんだいというふうなことの疑問を持ちます。何をやっているんですかということになりますので。

この事業の結果、先ほどいろいろやって成果はありましたよということですがけれども、漠然とした話でなくて、具体的にこれこれしかじかこうやって、このような成果が出た、あるいは成果がないからこれからやめると、こういった点をはっきりさせるべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） お答えします。

不登校専門員を置かなくなったことによる影響ということでございますけれども、現実的には、個々の児童生徒に対応は、現在の心理相談員なり各中学校、小学校の指導員によってフォローができていくというふうには私は思っております。

ただ、今後こういった生徒がふえる状況にあつては、やはりそういう不登校にか

かわる教職員等の増加は望まれるというふうに思っております。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） そういった、ただ単にお金をかけて、あるいは人をふやしてということじゃなくて、最初に申しあげましたように、やった結果、経過、これをきちんと町民に知らせていく、これが皆さんのお仕事だと思います。こういったところを怠慢にされると、町の者は、あれは何だったんだいと、こういう質問が必ず返ってきます。この辺を十分留意して、特に新教育長には、よろしく願いいたします。

教育委員会のあり方については、今、国だとか県だとかでいろいろと改正、法改正も含めていろいろ議論され、新聞報道されておりますところです。我々は、その方向を注視し、これから対峙していかなければいけないなどこんなふうに思っております。

この教育長の任命に関する問題は、これで終わりにします。

次に移ります。町の教育委員会は、公民館活動をしているグループの代表を、この1月でしたか、集めて、使用料の減免率を見直す旨を伝えたと、こんなふうに聞いております。また、やまゆり3月号には、早々にそのエコーの使用料が変わりますと公表をされております。

町の公民館設置条例で、公民館活動の拠点としてエコーを使いますよと。また、社会教育関係及び生涯教育活動の拠点として多くの町民に利用してほしいんだと、こんな旨の条例があります。

今回、事実上のこの値上げについて、利用者にとって大変大きな負担になります。1つには、4月から始まる消費税の値上げ、もろもろの公共料金値上げ、はたまた、先ほど議論のありました国保税の値上げ等、利用していらっしゃる方々が、どちらかといえば経済的弱者に、失礼ですけど当たるかもしれません。こんな方々にとって、大変大きな負担となっていくことは間違いのないことであって、これが公民館活動の妨げになっていってしまつてはと危惧するところです。

まず、公民館活動として利用してるグループの数とその人数、これについてお伺いします。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） 公民館活動として利用しているグループの数、それからその

人数ということでございます。

本年度の社会教育関係のグループ、例えばフォークダンス愛好会等でございますが、のほかに33団体、登録者数が526名、昨年度の団体の延べ利用回数、こういった方々のエコールの利用回数、1,044回、1団体当たり年間利用回数が28回程度になっております。これを月平均にしますと、2.3回ぐらいが利用されていて、ほぼここ数年横ばいという状況でございます。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 先ほども申し上げましたように、私は、これだけの数の方々が利用されているエコールの、いわゆるまなびの館というところですか。この料金値上げ、正確に言うと、減免率の率の切り下げっていうんですか、上げですか、どっちになるのかな。100分の80を100分の50に変えるよと、今回、こういうふうな改正のようですが。こうした値上げによって、利用される人たちが、ただ単に利用だけじゃなくてその活動を通じて町のいろいろな福祉関係を担ってる人たちだとか、それからそのほか教育関係を担ってる人たちが、使いづらくなってくるっていう、こういうのをほんとに困るなと思うんですけれども。

今、発表された公民館活動で、現在どのくらいの使用料を予定していますか。また、この事実上の値上げによってどのくらいの金額増が見込まれるのですか。先ほどの、新しい予算書、26年度の予算書を見さしてもらおうと金額は出てるわけですから、皆さんに知っていただく意味でお聞きします。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） 今、議員のほうから申されたように、今回の改定につきましては、減免率の変更という予定、内容になっております。例えば、現在、公的団体、公的団体と申しますと、例えば町とか社協、それから体育協会とか観光協会、商工会、例えば杉の子幼稚園などが使う場合には、100%減免っていうことで無料扱いでございます。

今回の見直しについては、町民それから町内の事業所が入場料を徴しないで使用する場合の区分に当たりまして、その減免率が、先ほどおっしゃられたように80%減免してたものを50%に縮減していくものでございます。

この件につきましては、具体的には、御代田町が合併をせずに自立の道を歩むことを決めたとき策定した自律改革案というのがありまして、この方針では50%と

いうことになっておりまして、もっと早い時期に本来50%に見直しを予定していた計画であったわけです。ただ、それが、今回、先ほど申されたように、17年ぶりの消費税の改定等によりまして、いろんな単価が上がっております。そういう中で自律改革方針案どおり、今回はこの減免率というもの、本来の使用料ではなくて減免率を変えていくということでございます。今回、平成15年のエコール開館以来、丸11年を経過いたしますけれども、貸し館の使用料について初めての見直しでございます。

それから、現在の公民館活動での使用料ということではありますが、博物館の使用料を別といたしまして、どれくらいあるかといいますと、最近の3カ年の使用料の決算額、平成24年、昨年度ですが370万円、そして平成23年が360万円、平成22年が330万円程度という状況で、平成24年度の減免適用者は全体の7割から8割にも上っておるわけです。そういった利用状況を前提に試算を行いますと、今回の減免率の縮小で約200万円程度の増収の見込みというふうを考えております。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 今、次長から説明もあったように、使用料の減免が第10条に規定しております。したがって、減免率そのものの改定異議を唱えるわけではありませんが、今回のような料金変更は、なぜ、先ほど11年もやってないよという説明なんです、なぜ今回でなければいけなかったんですか。11年やらないんだったら12年でも13年先でもいいじゃないですか。みんなおかしいかもしれないけど、実際、これだけ消費税が上がりますよ、一般的な電気料も上がります、何も上がります、みんな値上げの真っ最中ですよ。なおかつ、国保税なんて22%も上がるよ。この時期に、なぜいいタイミングにこれをやるんですかということをお聞きしたいです。

このような大幅なというか、利用者にしてみれば、利用金額が360万しかないのに、今回予算では、予算上の数字では233万計上されてるんです。あちらの、ごめんなさい、堤さんのやってらっしゃるほうの、あちらとは切り離してもそういった数字になっているんですが。なぜ、この時期にこういったことをやらなきゃいけないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 御指摘の公民館活動に対して利用者の皆さんの減免率の改定ではありませんけれども、事実上の負担をお願いするっていうことについては、御協力をお願いをしているところであります。

この件につきましては、先ほどお話にありましたように、御代田町が合併せずに自立の道を歩んだときの計画として、先ほど話がありましたのは、エコールみよたの減免率ということでありまして、実は、BGの体育施設の減免率っていうことにつきましても、この計画の中では50%に改定するという計画になっておりまして、体育施設については既に50%に改定が行われておりました。

それで、教育委員会のほうから、そういうことで、実は、エコールのほうはそれが行われていなかったという話をいただきまして、そうなりますと、体育施設は50%に改定しているのに、エコールについては80%のままということになりますと、体育施設を利用している人との間での不均衡が生じてしまうということになってしまいます。これでは、本来、話がありましたように、体育施設の使用料の減免率の改定とあわせて行われるべきものであったというふうに思っておりますが、なぜそれが行われなかったのかっていうことについては、私もわかりませんが、いずれにしてもその事実がわかりましたので、それについては是正をせざるを得ないであろうということでありまして、時がちょうど消費税その他の値上げと重なってしまったわけですが、特にそれについてそれを意識してということではなくて、わかった時点でやっぱり是正するということです。

それから、エコール自体も10年が過ぎて、経費的にもかなりの経費がかかっております。そういうことから見ますと、とてもこの施設の維持管理にこの料金で対応できるかというところではありません。ですから、今後の施設の継続していく上で、利用者の皆さんに御負担をお願いせざるを得ないであろうということとして決断をさせていただきました。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 今の町長の説明も決して納得のいく説明じゃありません。これも、教育長だとかそういった方々の不在がこんなところにも影響してるのかな、こんなふうに意地悪くも考えます。やらなきゃいけないことが延び延びになって今になった。今になって、しゃばじゅう値上げの時期と一緒に。こんなこと町

の人には説明できないですよ。じゃあ、何でもっと早くやらない。

社会体育施設というのは、たしか2年前か3年前に変更になったことは承知しています。この社会体育施設は、御代田町の各校から社会体育推進あるいは補助をするためのお金が、1校100円ずつ出されているんです。当時、今は少なくなりましたけれども、500万を超すお金がこの社会体育の関係の補助としてあるんです。それが、活動する団体に補助金として分配されて活動の補助をしておるわけです。だから、社会体育施設とこういった文化関係の施設を一例に並べるということは、僕はちょっとおかしいと思います。無理があると思います。

ならば、そういったところに一般的な、こういった活動をする人たちにちゃんとした補助をするべきではないかと。たまたま、調べてみれば分館補助っていうのが町から約370万ほど予算化されてます。これは、またちょっと違うんです、行くお金が。各地区で活動されている分館活動の活動を補助するというふうなことでやっていることであって、今問題になっている公民館活動の、しかも生涯学習だとかそういったものには使われていくお金じゃないんで、やはりこの辺の矛盾を私は指摘していかなきゃいけないなど、こんなふうに思ってます。

また、今回、こういった、僕はこれが大事な案件だと思うんです。たしか、要綱で、町長の裁量でどうにでもなるというふうな内容のものではありませんけれども、どうしてこういう大きな案件について議会に何の相談がなかったんですか。これ、我々、直接町民と接している者にしてみれば、何であんなに上がるの、何であんなに今やらなきゃいけないの。もちろん、国保税の件でもだいぶお叱りを受けましたけれども、どうして、そういったことを議会に一言相談して、議会のみんなもこれこれしかじかだから承知してくれというふうな対応がとれなかったんですか、お答えください。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） お答えを申し上げます。

先ほど、ちょっと触れたわけですが、佐久市との合併協議会の折に各市町村のそういう使用料の比較を行っているわけです。その中で、御代田町は自立をということの中で、使用料等についても町が自主運営できるようにということの取り決めをしました。その中の計画で、進捗状況といいますか、毎年自律改革案、どの程度できてくるかということの中で、やはり計画どおりほかと歩調を合わせて使用料をい

ただ、いわゆる受益者負担の原則ということにのっとる必要があるということでございます。

それで、実は、昨年来こういった使用料の改定について検討を進めております。決して教育長不在という形の中でなくて、前教育長もかかわった中で検討を進めておりまして、今回、実は本来の使用料を他町村並みに持っていくのか、それとも減免率を適正な水準に激変緩和といいますか、抑えるかというところの議論の中で、最終的に、条例は改正しないで、規則を変えて減免率を50%ということをお願いしたいという形の中で、いわゆる公民館活動グループ関係者にも1月に説明を申し上げて、御了解を得てきた経過がございます。よろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 今、私が申し上げたのは、町の議会のほうにも事前にこういったものは相談していただいて、こんなふうな状況で立ち行かなくなったんだよと、何とか皆さん協力してくれやと言われれば、ノーなんていいませんよ。それは、数字的なもので多少、何だかんだは言うかもしれないけどもね。

こういったように、どうも我々がこの減免率の引き下げについてもそうですけれども、お金にかかわるところで外されてるっていうのが、非常に困ることなんです。実際に、町民の皆さんからの問い合わせが一番先に私どものところに来ます。教育長あるいは教育次長のところに、何で上げるだいなんていうことはあんまり行かないかもしれない。そんなわけで、これからもこういったことに対する対応を、十分、議会のほうでは思っているんだよということを肝に銘じておいていただければと思います。

それから、もう一つ問題は、この要綱変更の中で、附属設備等の使用料の額についてということが、この条項の9条にありますけれども、これが、一番極端なのをあれしますけれども、陶芸に関する陶芸釜の使用料についてです。電気釜素焼きが、1,000円が3,000円に、これは3倍になってるんです。電気釜本焼きが、1,500円が4,000円になってます。これが2.7倍です。それから、灯油素焼き釜使用が、500円が3,000円になってるんです。これは6倍なんです。灯油釜本焼きが、1,000円が4,000円と4倍になっています。これは、ちょっと常識を逸した値上げ率じゃないですか。こんなような気がしますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） その点につきましては、また話を若干戻ささせていただきますけれども、実は、開館以来、エコールの冷暖房をほとんど灯油で賄っております。開館当時は約40円程度、四十何円という灯油代、それが現在100円という、倍でございます。

それから、あと陶芸釜につきましても、区分的には、素焼き、それから本焼きというような形で料金設定が変わっておりました。ただ、現実的には作業する電気代、それから灯油代金等はそんなに変化がなかったわけで、それを統合いたしまして、実費相当という、いわゆる受益者負担を求めている状況でございます。

それと、今の電気代でございますが、やはり開館当時18.5円というのが約3割上がりまして、現在24.4円というような3割アップの電気代等になっております。

それから、ガス代につきましては、調理器具、調理場で使う場合に一切受益者負担を求めていなかったわけで、今回1回につき300円という形でお願ひするものがございます。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 先ほど来言っているように、値上げのいろいろについて、減免率の変更について、もうやまゆりでああやって公表してしまっている以上、なかなかこれをもとに戻していただきなんていうことはいくわけがないと思いますけれども、実際にこうした使用料の値上げによって、少人数グループの活動がどんどん制約されたり、今までで活動できなくなったり、あるいは陶芸グループの方からは、今までの、これだけ上がると使用回数を半分にしなきゃいけねえなど、こんなような話も出てきています。実際に、この陶芸グループの方々は、私たちの趣味の世界のことであるから、余り無理も言えないと、こんなようなことも私耳にしています。

近隣の市町村、特に佐久市などは、合併によって、今まで無料扱いあるいは金額が低かった臼田、望月、浅科地区などは、非常に抵抗があったようです。また、その料金の値上げによって多くの苦情が市に寄せられ、これによって活動の低下があったと同僚議員なんかからも耳にしております。町も、このようなことが起きてこないように、何らかの施策をとっていただく必要があるかと思ひます。

町で、社会教育法に基づいて、公民館設置条例を制定し、公民館活動に力を入れ

て、実際に生涯学習構想、例えばこのダイジェスト版なんかを発行して、社会教育こういったものの育成を図ろうとしており、これは非常に手法としては認めるところですけれども、ただ、これからは生涯学習あるいは芸術文化の振興をもっともっと図って、住民の交流と福祉の向上に役立てるよう対応をしていただきたいと思います。

あと、もう一点、ちょっと聞き落としてますので、まとめの前に、条例に、公民館設置条例の中の第5条で、「本館に館長を1名、副館長を1名を置く」とされておりますが、現在、これ副館長が不在のように聞きますが、その辺はどうなんですか。また、なぜ不在なのか、ちょっとお答えください。余り時間もないようです。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） 現在、館長はおりますが、副館長としては、以前お願いした方が仕事の関係でおやめになりまして、そのまま現況不在となっております。

これにつきましては、今のところ当たってはおるわけですが、なかなかお引き受けをいただかないという状況もございます。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 先ほど来言ってますように、それぞれの組織の業務が停滞しないようにするために、これらの人員が条例化されているはずなんです。にもかかわらず、お聞きすると、もう2年、3年ぐらいかな、不在の状態が続いているということは、この条例そのものが意味ないってということなんで、もっと早い段階で条例の改正をするべきじゃないでしょうか。条例が意味ないんじゃないかと、やらないことのほうに私は問題だと思って指摘させてもらってます。

こういったことで、町は、この公民館活動を通じてさらに一般の人たちの活動が上向きになるように、また活発になるように、それぞれの部署で対応をしていって、諸問題の解決、先ほどから申し上げますように、活動の芽を摘み取ってしまうような施策は本当に謹んでいただきたい、こんなことをお願いして、私の一般質問は終わります。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告2番、池田健一郎議員の通告の全てを終了いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

(午後 0時00分)

(休憩)

(午後 1時30分)

- 議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。
- 通告3番、内堀恵人議員の質問を許可いたします。
- 内堀恵人議員。

(11番 内堀恵人君 登壇)

- 11番（内堀恵人君） 通告3番、議席番号11番、内堀恵人です。

通告前に、一言、今回の大雪、非常に町の対応、職員の対応が非常によかったということで、町民の皆さんが感謝をしておりました。本当に御苦労さまでした。

それと、もう一つ、先ほど前の池田議員が、この大雪のことについてお話がございましたけれども、先ほど町長の答弁といいますか、言いわけといいますか、非常にちょっと気になったことがございました。これは、私だけじゃなくて議員の皆さんも気になったかなと思いますけれども、15日の日、大雪で御代田町はパニックの状態でした。その中で、人の話によれば、副町長がある程度の指揮をとって対応したと。先ほど、町長は、非常に、面替の自分の地元の青年部の雪かきですか、何かやったというようなことを言っておりましたけれども、面替の関係、区の関係は区長が指揮をとってやると思います。町長は、御代田町全体のことを考えて、やはり指揮をとって、あのパニックの状態をどうするのか、やはりそこらが一番大事な仕事だと、町長の仕事だと思います。本当に、町長としての自覚がどうなのかなって、さっき本当にそれを聞いてちょっと考え方が、責任が違うなど、こんな感じを受けたところでもあります。

それでは、質問に入りたいと思いますけれども、都市計画区域指定の見直しと都市計画税についてということで質問をしたいと思います。

先ほど、古越議員がこの件について少し質問をいたしました。課長の答弁が、何かもう答えが出たような答弁で、ちょっと力が抜けたような感じで、がっかりした分もございます。そんなことも踏まえて質問に入りたいと思います。

この質問は、平成22年6月、平成23年の6月と2回質問をいたしました。いい返事はもらえなかったわけですが、この質問、テレビ等、当時オフトークを聞いていた皆さんが、半世紀の間、都市計画税を納めている地域と納めていない

地域があることは知らなかったということで、かなりいろんな反響がありました。

そして、今回、質問、これは嫌な質問ですからあんまりしたかないと思っていたわけですがけれども、今回10人ぐらい、ぜひやってくれと、そんな不公平なことはないというようなことで、ぜひやってくれと、こんな要望もありました。そして、ちょうど今日から3日ぐらい前ですか、町民から電話がかかってきて、今回一般質問、都市計画税の質問をするみたいですがけれども、ぜひ頑張って突いてくれという電話がありました。あんまり突くことは得意じゃございませんので、どこまで話ができるかちょっとわかりませんが、一応実態をやっぱり町民に知ってもらおうと、いいとか悪いとか、これは町民も判断することでもあるし、やはりこの実態を町民に知ってもらおうということが私は大事だと思って質問をしたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

昭和31年に御代田町、旧御代田村、伍賀村、小沼村と3村合併をいたしました。その7年後に、38年、この都市計画区域が指定され施行になっております。あれから50年、もう50年たっております。そして、現在に至っているわけですが、非常に長い間で、今1年、2年といっても目まぐるしく変わる世の中です。高度成長時代、またバブル時代を経て、御代田町もそのころから比べると大きく地域が変わり、発展もしていると思います。御代田町の長期振興計画の中にも、都市計画区域のことも書いてあります。それによりますと、昭和38年10月18日に都市計画区域が指定を受け、当時、都市計画区域内外の不公平感があり、区域の編入と除外という都市計画区域の見直しについて議論が巻き起こったような経過が書いてあります。その当時から見ると50年間、地域が変動しておりません。税の不公平感という観点から見ますと、大変なことではないかと、このように私は思っております。

そこで質問に入りたいと思いますが、昭和38年に都市計画区域が指定され、当時の町の状況、土地計画の目的、経過についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 荻原建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。

その前に、先ほど古越 弘議員の一般質問に私お答えしました件につきましては、現行の都市計画税の賦課の有無につきましては、法のとおり賦課されておいて、法

のとおり目的に充当されているというところで、不公平・不平等であるとは考えていませんというお答えをいたしました。

これまでの、内堀議員がおっしゃるとおり、二度の質問の中でも、都市計画区域の見直し自体につきましては、やはり検討していかなければならないという姿勢は理事者も含めて現在も同じ姿勢でございます。この点だけは、ちょっとお願いしたいと思います。

お答えの前に、当時の状況云々ということも含めまして、都市計画区域というのは、そもそもどういうものかというものをちょっとまず最初にお答えしたいと思います。これは、38年制定当時も今もこういったものだという考え方につきましては変わりがございませんので、お答えさせていただきます。それと、都市計画区域内におけるメリットとデメリットにつきましてもあわせてお答えしたいと思います。

都市計画区域は、自然的、社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮しまして、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要のある区域という原則のもとに指定されるものでございます。都市計画区域内におきましては、総合的かつ長期的な視野に立って、道路や公園、下水道等の都市施設の整備を計画的、効率的に実施し、また適正な土地利用を規制、誘導することによって、機能的で快適な都市環境の形成を目指すことが可能となるものでございます。

都市計画区域であることのメリットといたしましては、道路、公園、下水道等を都市計画決定することによって整備の方針が明確にできるとともに、用途地域等の都市計画制度を活用することにより、よりよい地域環境が保てることとでございます。建築確認申請が義務化されるため、適正な建築行為がなされ、大規模な開発行為につきましましては、都市計画法上の一定の基準に従った適正なものになること等が挙げられます。

また、建築基準法が適用されることによりまして、耐震性を満たした安全な建物の建築や道路後退による緊急車両の安全な通行の確保など、地域全体におきまして一定の良好な居住条件を整えていくことが可能となるものでございます。

デメリットに関しましては、このようなメリットに伴う義務や負担といたしまして、土地利用に一定の規制が生じ、建築確認申請や都市計画法上の開発許可の手續等が必要になること及び都市施設の整備を目的とした都市計画税が生じること等が

挙げられます。

機能的で快適な都市環境を目指すこと、また一定のルールの中で生活するという公共の福祉の観点からも、都市計画決定に伴うある程度の負担が生じてまいるものでございます。

四十数年経過いたしました。確かに人口等は増加しておりますが、御質問の趣旨であろうかと思えます、伍賀地域におきましては、当時から大きな変更はないなどというふうに感じているところでございますので、そこを新たに含めていくというような状況は、前回の御質問でもお答えしましたとおり、非常に厳しい、難しい状況になっております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） 今、担当課長のほうから答弁をいただきました。都市計画区域と都市計画区域外というメリット、デメリット、いろんな部分があったわけですが、いずれにしても、非常に、御代田町はもう状況を見て異常だと思うんです。佐久市なんかも見たり、いろいろ聞いたりしてるんですけども、ほんとに人家があるところはほとんど都市計画区域に入っております。御代田町は、3村合併の中で1村が外れてるということ自体、3分の1で、地域的には3分の1ないかもしれませんが、面積的には、人口的にもないかもしれませんが、いずれにしても、そこが常識的に入って当たり前だと、常識で考えて当たり前と思えます。そういう中で、あの地域あれだけの場所が外れてるということは、当時どういふことなのか、どうして外れてたのか、わかる部分でお答えをいただきたいと思えます。

○議長（笹沢 武君） 荻原建設課長。

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。

先ほど、法の指定のメリットのところでお答えしましたとおり、やはり町としての都市計画街路、それから都市計画道路ですとか、公園ですとか、下水道、当時は下水道という概念はなかったかと思われそうですが、当時計画しました都市計画街路や都市公園等の都市施設整備は、伍賀地域には必要ないというような判断の中で除外してきたのであろうというふうには推測されます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○ 1 1 番（内堀恵人君） 当時のことを今課長に問い詰めてもこれは無理な話でございますけれども、いずれにしても、3分の1近くが外れてるということ自体、ちょっと先ほどもお話ししましたけども、異常だなど。これは、どこかでやはり修正していかなくちゃならない時期があったと思います。これは、私の考えですけれども、公共下水道を敷くときに、やはり区域の見直しをするべきだったのではなかったかなど。

私も、佐久のほうでちょっと聞いてきたんですけれども、まだ佐久市が合併する前、臼田町は臼田町で単独であった場合、公共下水道の、何か共同じゃないですけども、やるときに、臼田が指定区域にしたと、そのときに、まだ合併する前ですよ。今度、22年度には、佐久市が見直して、蓼科と望月、それから臼田の一部と含めて見直しをいたしました。私も行って、地図等はもらったりいろいろしてきましたけども、ほとんどの山の奥まで全部入ってます。その資料、私はもらってきました、佐久市へ行って。

ですから、ほんとに、やはりこの件については、ほとんど知らなかった人が多い、町民の中で知らなかった。一番最初に、町長に、町長どうですかっていったら、私も知りませんでしたという答弁されました。先ほど、弘議員のほうでいったら、そういうことじゃないようなことを言いましたけれども、後で、私は答弁、二度質問してありますので、議事録ありますので読みますけれども、ほんとに知らない人が多い。だから、みんなが都市計画の中へ入っていると、こんな感じでいると、町民の皆さんはいると、だからいろんな文句が出ませんでした。それが現状だと思います。

そして、先ほど課長のほうで、何で伍賀のほうを外れたかと、農業振興というようなことで農業を守るというようなこともあったと思いますけれども、確かに伍賀地区は農業で非常に繁栄してますけれども、それに対しては、小沼地区の馬瀬口もかなり農業でやはりやっていると。何で馬瀬口が外れねえで伍賀が外れたのか。ここらのところも、農業という関係から見ても、どのように考えているのかちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 荻原建設課長。

○建設課長（荻原 浩君） 最初に、公共下水道を整備するときに伍賀地区のほうも含める、都市計画区域を広げて公共下水道のエリアにする選択肢はなかったのかという御質問がありましたので、その点についてちょっとお答えしたいと思います。

公共下水道事業につきましても、平成8年度に浄化管理センターが一部供用開始

されました。だから、それから二、三年前あたりから管渠の整備が始まったわけ
でございます。草越、広戸の農業集落排水事業につきましても、やはり平成5、6年
度ごろから管渠整備、だから時期を同じくして始まりました。当時、恐らくどうい
った管渠整備をしていこうかというようなところは、当然議論になったと思われま
す。その中で、公共下水道の事業を選択しないで、草越、広戸地区については農業
集落排水事業を取り込んで、公共下水道事業と農排と並行して整備を、選択はその
ようにして並行して進めてきたという経過がございます。

地形的な部分もございます。滝沢という深い沢を挟んでっていう部分もあって、
なかなか、技術的には確かに可能であるかもしれませんが、そこを渡って1つの
処理場に持って来るためには相当な経費がかかると思われますし、あとは、草越、
広戸の集落で、来年度の当初予算のところでもちょっとお話ししましたが、両方で
155戸という小規模集落のところでもそれだけの投資が果たしてよかったのかどう
なのかっていうような議論があって、その地域については農業集落排水のほうを選
択したのではないかと、経費の問題でそういった選択肢をとったのではないかと思
われます。いずれにしましても、そういった選択肢もあった中でそちらを選んでき
たというような経過があるということをお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） 課長と過去のことをいろいろ言っても仕方がございませんので、
それはそれで、次に行きたいと思えますけれども。

先ほど、メリット、デメリットの話が課長のほうから答弁がございましたけれど
も、もう一度、都市計画区域内と外とのはっきりの違い、課長のほうからお願いし
たいと思います。

○議長（笹沢 武君） 荻原建設課長。

○建設課長（荻原 浩君） それでは、改めましてメリットとデメリットというところで
説明をさせていただきたいと思えます。

まず、都市計画区域内であることのメリットとしましては、先ほども申し上げま
した都市計画道路ですとか、公園ですとか、下水道等を都市計画決定することによ
って整備の方針が明確にできるとともに、用途地域等の都市計画制度を活用するこ
とにより、よりよい住環境が保てるということでございます。そして、建築確認申

請が義務化されるために、適正な建築行為がなされると、それと大規模な開発等についても都市計画法上の一定の基準に従った適正なものになるということ等が挙げられます。

また、建築基準法等が適用されることによりまして、耐震性を満たした安全な建物建築や道路後退も、セットバックも必要となってきますので、緊急車両の安全な通行の確保と地域全体におきまして一定の良好な居住条件を整えていくことが可能となるものでございます。

デメリットに関しましては、このようなメリットに伴う義務や負担がふえてくると、規制が生じるとか、手続が必要になるとか、都市計画税が生じてくるといようなことがデメリットと考えております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） 今、メリット、デメリットということでお話がありました。

はっきり、区域内と区域外の差ということは、今もお話ありましたけれども、区域内は確認申請が要ると、区域外は工事届で済むということであります。確認申請、今、すごく経費かかります。私も調べてきましたけれども、確認申請が、今、一般家庭、3,000万ぐらいのを建てるとして、確認申請、いろいろあると思いますけれども、約、どのくらいかかるか、課長わかります。

○議長（笹沢 武君） 荻原建設課長。

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。

業者さんによっても多少差異はあるかと思いますが、数十万程度の費用がかかるというふうに把握しております。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） 今、課長の答弁の中で数十万という話でございますけれども、大体七、八十万ぐらい。それから、その監理費まで入れると、この間もつい1週間ばっか前に聞いたんですけれども、新しく建てたときに監理まで入れると百五、六十万、私はかかりましたと言いました。これは、確認申請だけじゃなくて、工事届じゃどのくらいかかるのかといえ、ほんとに簡単に、それこそ数万円で済むんじゃないかなと。それだけ違うんです、その区内とそうじゃないところと。

特に、今、この前の人のときにもお話ししましたけれど、姉齒とか何とか偽装の、

それと3・11の地震、そんな関係でもっとうるさくなってきたと思います。もったかかるのではないかなど、このように思いますけれども、非常に厳しい状況になってきているというところでもあります。

そして、また一つ違うところ、公共下水道、下水道関係です。まず、その前に、都市計画税がどのくらい年間上がっているか。これは私たちもわかりますけれども、ことしの予算も、26年度予算も1億1,800万ですか、予算組んでありますけれども、約1億2,000万の都市計画税が入ってきております。これについて、状況、どんな状況なのか、ちょっと税務課のほうから説明をお願いします。

○議長（笹沢 武君） 竹内税務課長補佐。

（税務課長補佐兼収税係長 竹内英雄君 登壇）

○税務課長補佐兼収税係長（竹内英雄君） それでは、お答えいたします。

最初に、都市計画税についての用途ですが、建設課長も述べているところですが、都市計画税というのは、都市計画事業または土地区画事業整理に要する費用に充てるための目的税だということでございます。町内、納税義務者につきましては、都市計画法第5条の規定——これは区域内の区域の設定という意味ですけども——に指定された都市計画区域内に在住する土地及び家屋に対して、その価格を課税標準としてその所有者に課税されるものでございます。税率につきましては、100分の0.2、0.2%というふうに呼んでおりますが、賦課期日につきましては、1月1日現在の土地家屋の所有者でございます。固定資産税と一緒に納税をお願いしているところでございます。

なお、徴収税額につきましては、平成24年度決算額で言いますと、納税義務者が7,642人、件というふうにも数えますけれども、金額につきましては、1億1,674万9,619円でございます。徴収率におきましては、現年度で98.6%、現年度と滞納繰越分を合わせまして、合計で88.8%となっております。

さて、今年度、平成25年度の2月現在の状況でございますが、納税義務者につきましては7,678人、金額で言いますと1億1,760万5,000円を現在収納しております。徴収率では、現年度分で98.5%、現年度と滞納繰越分を合わせまして、合計で90.1%となっております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） 今、税務課のほうで説明がございましたけれども、この年間、24年度の税額が1億1,600万と、約1億2,000万ですね、これが区域内と区域外で払ってる区域と払ってない区域、これが一番大きなものだと思います。これは、区域内で、毎年これ1億2,000万近く税金を払ってるということでもあります。

そういう中で、この1億2,000万近いお金、これを一般区域内で約3,000万のうちの建てた場合、さっきの税率で、100分の0.2ですか、中で、都市計画税はどのくらいかかってくるんですか。約6万ぐらいかなと思いますが、どのくらい。

○議長（笹沢 武君） 竹内税務課長補佐。

○税務課長補佐兼収税係長（竹内英雄君） ただいまの御質問でございますが、都市計画税につきましては100分の0.2ということで、コンマ2%を課税標準にいただいているということでありまして、そのうちの収納金額が、平成24年度にありましては1億1,600万強から収納さしていただいているということでもあります。

お答えとすれば、そちらのほうでよろしいでしょうか。

○11番（内堀恵人君） いいです。これは、やはり前から変わってませんので、前のときに、やっぱり3,000万ぐらいのうちの建てるとはどのくらい都市計画税、税金かかりますかという質問に対して、約、年間6万円という答弁がございました。6万円、区外は払わなくていいと、これが50年間も続いているんですよ、現実。これは、やっぱり考えていかなきゃ、もう時代はどんどん変わってますので、考えていかなきゃいけないと、私はこのように思います。

それと、もう一つ、今度、下水道の関係です。指定区域は公共下水道、それで指定区域外は農排ですか、それと個別排水という形になっております。そういう中で、一つ、公共下水道は都市計画税払って、その都市計画税が公共下水道に全部つぎ込んでるんですよ。課長、公共下水道、全部つぎ込んでるんですよ。それで、足りない分一般会計から入っていると、それで公共下水道の維持していると。農業集落排水、また個別の排水という形は、自分たちの負担はなくて一般会計から全部入れているという状況だね。

だから、考えてみりゃ、細かいことですがけれども、指定内の入ってる人たちは都

市計画税を払ってて、一般会計から両方でやってると。農業排水の場合は、自分たちが払わなくも、あるいは個別のところは、自分たちが払わなくも、全部一般会計から補填してると、足りない分を、それは金額は違いますが、ここらのところがちょっと違うなど、細かい話ですけども。そういうふうに思いませんか、課長。

○議長（笹沢 武君） 萩原建設課長。

○建設課長（萩原 浩君） お答えいたします。

全額、農業集落排水事業と個別排水事業、全額公費ではありませんで、例えば農業集落排水事業で申し上げますと、組合を設立して運営しております。事業費の7%分が、改良事業ですとか事務費を除いた事業費の7%分が個人負担、各世帯の負担金額になっております。それと、年額で2,000円という会費を納めながらその組合運営をされているところです。

7%という金額なんですけれど、これも事業費がふえれば高額になってくる負担になるわけで、例えば、先ほど申し上げた平成6、7、8年度、9年度ぐらいまで、管渠整備を農排でしたところは、やっぱり1,800万から1,600万ぐらいの地元負担金が発生しております、1組合員当たりで11万とか10万円とかっていう負担を納めながら経営を、整備をしてきております。

これが公共下水道でいいますと、受益者負担金、平米当たり650円というところ、それと同様の部分になってくるとは思いますが。ちなみに、500平米の宅地ですと、公共下水道ですと650円掛ける500で、消費税がかかりますので、34万ちょっとぐらいの負担金がそれに対してかかります。

こういった負担、同程度には、全く同じ額にはなりませんけれど、現在もこういった大きな農排水につきましては管渠整備はしておりませんが、ちなみに平成20年度に機能強化でかなり大々的に処理方式等の整備を行いました。そのときには、やっぱり219万8,000円ほどの地元負担金が生じておりまして、そちらのほうは地元のほうで払っていただいているというような、今はたまたま、ここ数年は大きな整備事業がありませんので7%という少ない額になっているかなということではありますけれど、当然、今後更新ですとか、管渠も老朽化してまいりますので、大きな整備等も必要になってきたときには、やはり地元負担金がかかるということは御理解いただきたいと思います。

それと、個別排水につきましても、浄化槽の工事の際に工事費の10%相当額、

現状、実績で見てもと1世帯当たり12万から17万円ぐらいの負担金を整備のときに納入していただいておりますので、全てが税で負担していただいているという状況ではございません。ただ、公共下水道と全く同じかという、全く同じ負担割合ではないということは事実でございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） 今、課長のほうから答弁ございました。負担金はあるという話でございますけれども、率が全然違うと、私個人は考えます。今の、1億2,000万の都市計画税は、全部、ほとんどつぎ込んでいるという状況、これは毎年ですよ、毎年払っていると。今、工事が何かあったときにこういう負担、地元負担金とかあるということで、ちょっと内容が全然違うんじゃないかと思えます。

それと、もう一つ、この指定区域内は公共下水道ですから、管につなぐと、つなぐことができない場所があると思うんです。本管がすぐそばに、うちのそばにないと、あるいは200m、300m、500m先にはあるけど、その場合、浄化槽を入れなきゃならないと。そういう中で、もし浄化槽入れるときに、町側の補助金とかはどんなになってますか。

○議長（笹沢 武君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

御代田町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱がございまして、この第3条の中に対象区域ということは決まっております。一応、この中で、区域以外、今の下水道の、内堀議員が言われたとおり、区域外を対象とすることとなっておりますけれども、ただし、集合処理不可能な点在する住宅等については同様に扱うということにしておりますので、それぞれのケースに応じて、ケース・バイ・ケースで判断をさせていただきますので、一概に区域内だから補助がないというようなことではございません。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） 一応、先ほど、建設課長のほうから、個別排水については10%で12万から17万ぐらい個人で払っていると、これは1割で、こっちの区域内で今浄化槽を入れる場合、補助金が出ると、これはどのぐらいの補助金が出るん

ですか。

○議長（笹沢 武君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

限度額ということで、それぞれの人槽で決まっております。5人槽で33万2,000円、7人槽で41万4,000円、8人槽で54万8,000円です。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） 今、33万、41万、54万というような説明がございました。

これは、大体、浄化槽は150万ぐらいかかると、120万から170万かかるとい課長のほうの話の中で、個別の場合は10%だね、10%という場合、この指定区域内で都市計画税を払ってるよね。払っている区域内でこれだけの金額の補助しか出ないということは、これもものすごい違いがあると思いますけど、これはどうなんですか。

10%の払う地区と、これは区域外で都市計画税を払ってない区域です。都市計画税を払ってる区域内で半分も出ない、半分も出ないってということだね、50%出ないってことだ、そうすると、これについてはどうですか。

○議長（笹沢 武君） 荻原建設課長。

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。

今、たまたま現状では、例えば都市計画事業につきましては、当町では公共下水道事業しかやっておりませんので、全てがそういうふうに公共下水道事業に都市計画税が充てられているという状況の中でそういうふうに比較されるということでございますので、都市計画税云々というところ、税負担と浄化槽の負担云々ということであると、それが確かに差といいますか、浄化槽をつくるってこと自体には一律の負担でやらせていただいております。ただ、そこに都市計画税が発生してるか発生してないかっていうのはまた別制度の問題でございますので、そういう不公平感といいますか差があるってことは、確かに事実でございます。

ただ、一点申し上げたいのは、公共下水道事業というのは、人口や戸数も非常に多い状況がございます。

現状で、水洗化人口で1万1,413人、世帯数でいいますと4,612戸でございます。単純にその事業費、何億、何億っていうふうに比べると、確かにそちらの

ほうに多くの都市計画税と一般財源のほうの税金が投入されているというふうにおっしゃられますが、もう、そもそもそういう受益者の絶対数、面積も違いますし、受益者数の数も違うという中で、1人当たり、1戸当たりに換算してみますと、公共下水道、全体事業費が6億3,400万ほど、24年度の決算ベースですけど、1人当たりにすると5万5,000円強、戸数にすると13万7,000円強。農排のほうにつきますと、全体の事業費で2,600万、そのうち水洗化人口で537人、戸数で155戸、かなりやっぱり人数が少ない状況ではございますが、1人当たりにすると4万9,000円強で、公共下水道事業よりも1人当たり単価だと農排事業のほうが経費が安く済んでいるという実態がございます。

ただ、155戸っていうふうに、1世帯当たりの世帯員数が多いので、戸数にしますと17万1,000円というふうになりまして、やはり割高、農排の事業のほう戸数当たりでも割高になってきてしまうなど。

個別のほうは浄化槽と同じですので、単純に比較するのはちょっと難しいかと思えますけれど、歳出で1,100万円強のものが人口で264人、基数で今105基ですか、管理しておりますので、1人当たりだと4万3,000円、戸数、基当たりにしても10万9,000円と、個別排水事業の事業費単価、コスト的にはやっぱりかなり低いというような状況がありまして、どうしても人数が多いので事業費が膨らむ、そこに都市計画税とその他の一般財源を充てざるを得ないというような状況が現実でございます。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） 課長から、今、細かい、いろいろ説明をいただきましたけれども、いずれにしても、町民はやはり不公平だということが一番感じているということでございます。

そういう中で、私は本来なら、細かい話ですけども、浄化槽を入れるのはやはり個別集排と同じように10%ぐらいと同じでもいいじゃないかと、でなければ、普段都市計画税を税金毎年払ってるんだから、それは無料でもいいじゃねえかと。本管入れるのが、入らないのは、はっきり言えば、その区域内は町側の責任だと、中へ入ってくると、私はこんなように思いますけれども、町長どうですか、そんな考え方、聞いてて。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

この質問は何回かお聞きしておりますが、まずわからないことが、何でこういうことを当時の首長が判断したのかというのが全く分からないんです。何かやっぱり理由があったのか。その後、今お話しの公共下水道っていう事業や公園整備、いわゆる都市計画事業が始まってきたことで、その当時とは様子がまた変わってきている面もあるのかなというふうに思っています。

それで、議員御指摘のように、同じ町内でありながら、一部の地域には特定の税金が賦課をされて、一部の地域では賦課をされないという御指摘ですけども。もし、今おっしゃってるような、例えば公共下水道と農業集落排水において、もし不公平があるのであれば、それは是正しなければならないというふうには思いますけども、その作業については、ちょっと今の議論だけでは都市計画税を納めているほうに不利益が生じているという、そこまでの今ちょっと証明というものは今難しいかと思っておりますので、全体としてちょっとトータルで検証してみる必要があるのではないかと。いろんな条件の違いとかいろいろあるわけですよ、今の話を聞いてきた中で。ですから、そうしたことも加味した中で、トータルとしてどうなのかということ、それは都市計画税を、例えば伍賀地域に賦課するかどうかっていうことになると、都市計画というものが必要になるという条件がありますから、そこはまた違う議論になるかと思っておりますけども、公共下水道と農業集落排水という、そうした事業という面を見て、その公平性が損なわれているのであれば、それはそれで公平な状況をつくらなければいけないと思っておりますので。今の議論と我々の作業だけでは、そこまですを立証する状況にはまだなっていないと思っておりますので、それについては宿題とさせていただきますので、検討させていただく必要があるかなと思っております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○11番（内堀恵人君） 町長、別に、やはりこれは大きな問題だからすぐどうこうということ、一度には大変だと思う。ただ、町民は、やはり払っているところと払っていない、これが一番なんです。今の確認申請もだいぶ違っていると、それから家を建てるにも、恐らく都市計画区域内だと、道路に面してないと、公共の道路に面してないといけない。そうじゃないところは外だと、恐らく道路に面してなくもできると

というようないろんなものがあると思う、まだ細かいこと言うと、まだいっぱい。

ただ、それはそれとして、それはそれでいいですよ。でも、余りにも地域が大き過ぎる、余りにも。だから、もっと山のほうなら、それは区域外でもいいですけども、そこらのところはやっぱりわかった時点でやはり変えてかないと、町民は、これを知った人はみんな怒ってます。私のほうは、みんな怒ってます。これは、やはり是正していかなきゃいけないと思います。

そして、2年前に1回一般質問、2年前ですから22年にして、23年に一般質問しました。そのときに、町長は、こんな、ほんとに大変な問題だと、これはすぐにでも精査研究してやっていかなきゃいけないというような答弁がございました。その22年の6月以降、都市計画会議は何回やりましたか。その中で、どんな、都市計画の会議の内容がわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 荻原建設課長。

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。

都市計画審議会につきましては、私の記憶する限りでは、昨年度、長野県が地域マスタープラン、都市マスを変更するという話がございます、それにあわせた議題で都市計画審議会を一度開催いたしました。そのみ、昨年度の都市計画審議会はその都市計画マスタープランの変更についての審議会でございます。見直しに関しましては、都市計画審議会というものは、内堀議員の説明会以降は開催しておりません。

ただ、1点、23年の6月、2回目の一般質問の際には、私がお答えさせていただきました。今回の冒頭でもお話ししましたとおり、理事者も含めまして、都市計画区域の見直し自体は、やっぱり必要性といたしますか、検討していかなければいけないという認識には変化はございません。

県のほうにも何回かその後も事前協議に行ったわけですが、前回、23年6月議会のときにお答えしましたときには、都市計画は100年計画だというふうにならされて、都市計画決定についてはその時点では国土交通大臣の同意まで必要な案件であるというふうにお答えしましたが、現在は地方分権一括法等の施行によりまして地方自治体に権限が移譲されて、都市計画審議会や公聴会などを経ながら地方自治体が定められるようになりました。

しかしながら、市や区が変更する場合には、都道府県との協議を行うっていうこ

とで足りるんですけども、町村が変更をする場合には、現在においても都道府県の同意、これが必須になっております。都道府県による事前審査等で同意の見通しがなければ、申請書の提出にも至らないというのが今の現状でございます。

こういった状況の中で、県との事前協議におきましても、御代田町の都市計画区域へ伍賀地区を含めるという変更を行うためにはどういったことが必要条件になるかというふうな協議も行いました。これには、前回もお答えしましたとおり、伍賀地区における大きな社会情勢の変化が前提となって、これに伴ってその伍賀地区に新たな都市施設を整備するなどの町としての計画の有無、これが必要です。2点、大きな社会情勢の変化ということと、町としてどういう都市施設を整備していくのかという計画、これがそろって初めて編入できるという回答でございます。

大きな社会情勢の変化っていうのは、例えば市町村合併ですとか、高速道路のインターチェンジや新幹線の駅ができましたとか、そういったものに限られると、このような大きな社会情勢の変化があつて、それに伴ってその地域に新たなこういう都市施設を整備していくんだという計画を定めるよという協議を行って、初めて県の同意が得られて、伍賀地区を都市計画区域に編入することができるという状況で、非常にハードルが高い状況には変化がございません。

御存じのとおり、現在のところ、伍賀地区におきまして大きな社会情勢の変化による新たな都市施設の整備計画というのはございません。伍賀地区を都市計画区域に編入するための明確な変更目的や将来ビジョンがない中で、都市計画税の不公平感という理由のみでは県の同意も得られることはできません。加えて、都市計画審議会の後に公聴会等が開かれるわけですけれども、住民合意を得ることもそれだけではできないというふうに考えております。

だから、現時点におきましては、そういうふうに一括法で手続の簡素化は進みましたが、町村に関しては、まだまだ非常にハードルが高い状況というのは変化がございません。ただ、冒頭にも申し上げたとおり、やっぱり変更していかなければ、都市計画区域の見直し、検討していかなければならないという認識につきましては、同様で同じく、現在もやっぱり変更していかなければいけないという認識には変わりはありません。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○ 1 1 番（内堀恵人君） ハードルが高いということでございます。課長の答弁の中で、明確な変更目的、将来ビジョン、いろいろなものがなけりゃならないと。そういうことで、私は、こういうものは町で計画してつくっていくものです。町が本当にやる気があればできると思います。町長、ぜひそこらのところ、あえてお願いをしたいと思いますけれども、最後に、町長の本当にできるのかできないのか。ただ、今までの答弁も、これは引き続き検討していくと、課長の話もそうですけれども、検討していくと、それだけの答弁では、それだけの答えでは町民も納得いかないと思います。最後に、町長のほんとの決意というか、ほんとの気持ちを聞かしてもらいたい。

○ 議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○ 町長（茂木祐司君） お答えします。

この課題については、何度か協議といいますか、した経過はありますので、解決しなければならない課題の一つだという認識はしております。ただ、今、建設課長が言ったように、なかなかその作業というものが非常に難しい側面もあるということで。

いずれにしても、すぐに方向が出るということではありませんが、ですから、都市計画区域全体の見直しということになると非常に大きなテーマになりますが、当面、例えば先ほど言いましたように、公共下水道と農業集落排水などの利用の不公平があるのであれば、例えばそこからでもただしていくということも、一歩ずつの解決ということになるかと思いますが、いずれにしても、将来的に解決する課題の一つという認識はしております。

以上です。

○ 議長（笹沢 武君） 内堀恵人議員。

○ 1 1 番（内堀恵人君） 先ほど、22年度から何回都市計画について会議をしましたかと。本当に何回もしてないようなことでございますけれども、ていうことは、はっきり言って、町側も余り気になってないと、私のほうから思うと、考えます。

いずれにしても、これは、これからも会議をやりましたかと、どういう内容ですかというようなことをまたこれからは聞いていきたいと思っておりますし、また一番はこの一般質問をしたことで町民が現状こうですよと納得というか、理解していただければありがたいなど。

私も、ほんとの話に、伍賀の皆さんとも話しをしたりして、理解してくれる人もいるし、またそんなことおめえ、寝た子を起こすなというような人も、いろいろおられます。だけど、現実はどうだということを知ってもらいたいと、こんなことを言っていて終わりにしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告3番、内堀恵人議員の通告の全てを終了いたします。

通告4番、池田るみ議員の質問を許可いたします。

池田るみ議員。

（1番 池田るみ君 登壇）

○1番（池田るみ君） 通告番号4番、議席番号1番、池田るみです。

2月の大雪におきましては、自助、共助、公助のバランスがよく機能することが大切だと感じました。被害を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

本日は、通告いたしました「健康マイレージ」の導入をと、「子ども安心カード」の導入をの2つについて質問いたします。

まず初めに、本日の質問に際し、議長に許可をいただきましたので、「子ども安心カード」などを提示させていただきながら質問をさせていただきます。

では、早速、まず初めに、「健康マイレージ」の導入について質問に入らせていただきます。

今、社会は少子高齢化が進み、2025年には3人に1人が65歳以上となり、少子高齢化のピークを迎えます。食生活も豊かになり、医療も高度になり、寿命も延び、誰もが、できれば寝たきりにならずに老後を元気に過ごしたいと思っているはずでございます。医療費、介護費は年々膨らんできており、当町でも医療費の大幅な伸びにより、1億円あった国民健康保険支払準備基金も残り732万円と底をつく状況となり、昨年12月には、平成26年4月より国民健康保険税の税率が1世帯当たり平均22%と大幅な引き上げが決まりました。また、その後の12月、1月の医療費が予想を上回ったことにより、今議会において、平成25年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）が出され、732万円ある支払準備基金を全て繰り入れても足りず、一般会計より前倒しして2,000万円の法定外繰り入れをしなければならぬ状況となっており、このままでは、今後、国保が健全で安定した財政運営ができるのかと、とても心配で不安であります。今、お元気

な方々がずっと健康で健康寿命を延ばしていただく取り組みをしていかなければ、将来大変な状況になるとの強い危機感を感じております。

そんな中、今、全国の各地では、健診受診率を上げるとともに、健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制につなげていけることが期待できるユニークな対策、施策として、健康マイレージの取り組みが注目されております。

まず初めに、お伺いします。長野県の平均寿命と健康寿命は幾つなのか。また、長野県総合5カ年計画2013～しあわせ信州創造プラン～の健康づくり医療充実プロジェクトでは、平成29年度の達成目標として、平均寿命と健康寿命との差の縮小を目指しておりますが、当町はそれに向けどのような取り組みをしているか、お伺いいたします。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

まず、平均寿命と健康寿命の関係でございますけれども、ともに数字が正確に把握できております。平成22年度と比較して説明をさせていただきたいと思っております。

長野県のまず平均寿命からでございますけれども、男性が80.88歳、女性87.18歳、男女ともにこの年は全国1位でございました。対しまして、健康寿命でございます。健康寿命につきましては、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を示しております。長野県は、男性71.17歳、全国6位、女性74.0歳で全国17位ということで、健康寿命に関しましては全国1位の平均寿命と比べますと低い数値を示しております。

平均寿命と健康寿命との差につきましては、日常生活に制限のある不健康な期間を意味しております。男性の平均は9.13歳、女性の平均は12.68歳となっております。健康寿命の延伸は国で示している健康づくり21及び長野県の健康政策においても中心的な課題となっており、当町でも例外ではございません。健康寿命の延伸に向けましては、健康増進、生活習慣病予防、介護予防や介護サービスなどさまざまな取り組みが必要となっております。当町で行ってる事業の取り組みについてお話しをいたします。

健康増進事業として、平成24年度からロコモティブシンドローム、骨や関節、筋肉などの運動器の障害によって介護のリスクが高くなる状態、これを予防する教

室の開催をしております。この教室では、モデル地区を設定いたしまして、ポールの正しい使い方や歩き方の確認、また理学療法士による身体評価や相談等を行い、日常生活の中で実践できる具体的な運動の指導、これを行っているところでございます。平成25年度は、モデル地区と前年度開催地区のフォロー教室を実施し、より充実した事業となってきております。参加者は、延べ354人という状況でございます。まだまだ、この取り組みにつきましては、来年度以降につきましても実施を拡大していくという予定でございます。

また、40から50歳代の住民を対象とした働き盛りの健康実践セミナー、これにつきましては、特定保健指導対象者や特定健診の要指導対象者、骨健診により骨密度が低下傾向を示した生活改善が必要な方々に呼びかけ、ストレッチ体操や筋トレ等、日常生活の中に運動を取り入れるきっかけづくりということで行っているところでございます。

それから、脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病を予防することは、健康寿命の延伸にも大きく影響してまいります。生活習慣病予防の取り組みの主なものとしまして、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、特定健康診査及び特定保健指導、こういったところを、やはり、これは国策にはもうなっておりますけれども、当町でも積極的に取り組んでるところでございます。

特定健康診査では、国民健康保険被保険者が対象で、生活習慣の改善が特に必要な方を抽出いたしまして、指導をすることにより生活習慣病を予防することを目的に実施しております。平成20年度から開始した事業でございますが、24年度の特定健診受診率は40.1%、長野県平均並みというところでございますが、特定保健指導率は、御代田町は59.3%と県平均を20%ほど上回っている状況でございます。

また、介護予防事業では、一次予防事業として介護予防教室を月2回実施し、高齢者の介護予防に対する意識の啓発を図るため、毎回100名以上の高齢者に参加をしていただいております。こういった活況を呈している状況というのは、他市町村にはなかなか見られない状況、または月2回実施している、年にしますと24回という状況につきましても、やはり他市町村には先行してる状況かと思えます。

また二次予防事業として生活チェックリストによる生活機能の低下が予測される方を判断いたしまして、理学療法士がいる業者に委託を行い、要介護状態とならぬ

よう通所型の介護予防、レッドコードという体操を御存じかと思えます。手足の、特に肩の動き等活発にできるような運動の取り組みも行っているところがございます。この点につきましては、以前にも御紹介申し上げましたけれども、肩が回らなかった方、あるいは農業ができなくなった方が再びできるようになったというような効果も上げている事業でございます。

介護保険事業について、近隣の市町、例えば佐久市ですとか、あるいは小諸市、人口がふえている状況の御代田町と同じような状況の市町の状況を見てまいりますと、給付費が計画以上の状況、計画以上に伸びてしまっているという状況でありまして、来年度は県の基金を繰り入れて第6期の保険料に上乘せざる得ない状況にあるということを聞いております。御代田町は、このような介護予防の取り組みによりまして、現時点で第5期計画内の給付費におさまっていると、計画どおりの給付費におさまっているという状況でございます、介護保険の健全経営ができているという状況でございます。

生活介護支援サポーター要請及びはつらつサポーターのスキルアップやさまざまな活動、介護事業所でのボランティア活動もやっていただいております。また、各地区でサロンの講師なんかも務めていただいている。それから、また認知症に対する理解を広げるための寸劇、こういったような活動のサポーターの活動の支援も積極的に行っているところでございます。

これらにつきましては、先日、厚生労働省の介護支援室長の御視察をいただきまして、非常に、御代田町よくやっていると評価を受けているところでございます。御代田町の取り組みについては、以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 今、長野県におきましての平均寿命と健康寿命の年齢と、また町で行っている状況をお伺いいたしましたけれども、町としましての平均寿命とか健康寿命などを調査したことがあるかお伺いしたいと思います、よろしく願います。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

正確な数字はきょう調べてまいりませんでしたが、長野県平均より若干下位の状況にあったかと思えます、両部門とも。ちょっとそんなところで御勘弁いただきました。

いと思います。

○議長（笹沢 武君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） また、正確な数字を教えてくださいたいとともに、今後も、ぜひ平均寿命とか健康寿命を出していただきまして、町として行っているものが効果が出ているのか、しっかりまた教えてくださいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、急速な高齢化に伴い、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病の生活習慣病の割合が増加傾向にあります。また、死亡についても、生活習慣病が6割を占めています。また、生活習慣病の発症前の段階であるメタボリックシンドロームが強く疑われる人とその予備軍を合わせた割合は、男女とも40歳以上では高く、男性では2人に1人、女性では5人に1人の割合でいるのが現状です。

このような中で、健康を維持向上させていくためには、各種検診を受けることは非常に大切です。平成25年度の結果はこれからまとまってくると思いますが、御代田町の健診受診率は、平成24年、特定健康診査は40%、がん検診は、胃検診では11.4%、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、マンモグラフィー検診は20%台の受診率となっていて、低い状況です。受診率の向上に向けて、当町の今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

今の御指摘の中で、がん検診についての受診率が11%台とかいう形で低い形の数字が出ております。ただ、ここの部分につきましては、職域で受けていらっしゃる方、人間ドックで受けていらっしゃる方等につきまして把握し切れてないというのがあります。これは、当町に限らず全国的な課題となってる部分でございますので、ちょっと過少に低く、ここの部分について評価をいただかないほうがよろしいかということだけお断りしておきたいと思っております。

各種検診の受診率の向上に向けての取り組みでございます。平成20年度から始まった特定健康診査、保健指導は、当町では5月、10月の集団健診、それから町内3医療機関に御協力をいただきまして、かかりつけのお医者さんで特定健診を受けることができるという個別健診の道も開いていただいております。

それから、また人間ドックの補助事業、これにつきましては、当然のことながら

特定健診の対象者、60歳から74歳は当然のことといたしまして、後期高齢者の方にも人間ドックの補助を行っているという状況でございます。

国で示された受診目標でございますが、平成25年度は60%ということでございます。こういった60%という数字につきましては、過疎地域を除きまして達成が非常に難しい状況になっている。大都市ほど受診率が低いという状況がございます。都市化的な状況を示している御代田町においても例外ではございませんで、先ほど申し上げたように40%程度で推移しているという状況でございます。

こういった受診対策といたしまして、個別通知や電話での受診勧奨方法や街頭での啓発によりまして、未受診者対策を実施し、一人でも多くの方に受診していただけるよう取り組みは行っているところでございます。さらに、来年度は保健指導の一環として未受診者に対する受診勧奨の方法について検討をしているところでございます。

がん検診では、がん予防と早期発見の推進に向けてがん検診の受診率50%を目指しているところでございます。特に、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診につきましては、国策といたしまして、特定年齢の対象者に無料クーポンを送付し、受診勧奨を行っているところでございます。このため、大腸がん検診の受診者の増加については最近目立ってきているところでございます。

健診申込用紙の配付回収や受診勧奨の呼びかけは、各地区の保健補導員に依頼しているところでございます。保健補導員会では、受診率の向上をテーマにした寸劇を健康づくりの集い等で披露し始めておりまして、こういった取り組みについても各地区に広げていきたいというふうに考えているところでございます。

また、受診拡大のための取り組み、これは順次機会の拡充を目指してまいりたいというふうに考えているところでございますので、御提言等もいただければと思います。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 今、答弁いただいた中にちょっとなかったかなと思うんですけども、昨年9月に、私が子宮がん検診と乳がん検診の質問をしたときに、保健師さん、看護師さんが直接未受診者のお宅に出向いて受診啓発をしていただくことを検討しておりますという答弁をいただいたんですが、来年からは実施していただける

のかどうか、お伺いいたします。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） がん検診の部分だけでなく、特定健診の中でもちょっと触れたところがございますけれども、保健指導の一環として未受診者に対する受診勧奨の方法について検討しておりますというところで、そういったことについても今検討してるところでございます。

いずれにしても、これ、実施体制を整えて確実に効果的な方法で取り組んでみたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（笹沢 武君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） では、次に移らせていただきます。

御代田町では、ウォーキングポールの購入に対し補助金がいただけることや、ポールを使った正しい歩き方の講習会を実施していることから、ウォーキングポールを使って歩いている中高年者の方が多くいらっしゃいます。人は、自分自身で歩けること、食べられること、排泄ができることが人生の最後までできれば幸いであるとお聞きします。これらの活動ができなくなると、閉じこもりがちになり、介護状態へと移ってしまいます。動けなくなつてからは、もとの体にはなかなか戻りません。自分の健康は自分で守るためにも、健康マイレージは必要不可欠な取り組みです。

静岡県袋井市は、日本一健康文化都市を目指し、この制度を平成19年度から全国に先駆けて実施しております。マイレージとは、飛行機が飛んだマイル数に応じてポイントがたまり、特典が得られる航空会社のマイレージサービスから来ている言葉であります。健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると特典が利用することができる制度で、健康的な生活習慣の定着を目指す、健康チャレンジ！！すまいる運動の推進力としてスタート、対象者は市内在住、在勤、在学の15歳以上で、参加方法ははがき型のカードを利用するすまいるカードと、携帯電話やパソコンを活用するe-すまいるの2種類です。

まず、日々の健康づくりとして、自分に合った目標を立てます。これが実際に袋井市で使っているカードなんですけれども、小さくて見にくいかと思うんですけれども、まず運動の取り組みを目標を立てます。運動面では、例えばラジオ体操をする、寝る前にストレッチをする、腹筋をするなど、いろいろ自分に合った目標を立て

てます。

2番目に、食事の摂取についての目標を立てます。例えば野菜から食べる、間食をしないなどです。そして、ラジオ体操の出席カード感覚で毎日記録しまして、運動、食事の目標が両方できれば二重丸で2ポイント、片方だけでは1ポイントとなります。また、ウォーキングは歩数、時間を記入すると1ポイントとなり、最大1日3ポイント、6円がたまります。

そのカードを毎月郵便ポストなどに投函し提出します。e-すまいるでの参加は、毎日市からメールを受信し、入力、送信します。人口8万7,000人の袋井市で、現在1万300人が健康マイレージに参加しています。

そして、ポイントの使い道は、体育センターなど公共施設の利用補助券や商品券、お食事券など民間の登録サービス券に交換できるほか、市が認定した学校、幼稚園、保育所などに寄附することも可能、健康づくりに取り組むことで、人も町も元気にでき、社会貢献もできるのが特徴です。

実際のポイント交換実績では、駅前駐車場利用券やクオカード、商品券などが人気で、袋井駅前の店主は、正直、当初は期待していなかったが、年々商品券の利用がふえていると、町の活性化策として一定の手応えを感じているそうです。

また一方、寄附も活発に行われ、保護者同士で声かけして、積極的に参加し、ポイントを寄附、楽器や遊具の購入に充てられ、保護者からも健康習慣が付き、子供の教育環境も充実するなんて一石二鳥、また来年も頑張ろうとの声もあり、定着してきています。

また、生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばし、将来的な医療費の削減につなげるためには、働く若い世代の働きかけも不可欠で、市は地元企業へ働きかけた結果、職場ぐるみで健康マイレージ制度に参加する企業も出ています。

日常生活で運動する仕掛けをつくる健康マイレージで、町民のモチベーションを高め、運動習慣をつける、当町の特色を生かした健康マイレージ制度をぜひ導入してはいかがでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） 詳しくお調べいただいておりますけれども、全体的なお話をさせていただければと思います。

健康マイレージ事業、各市町村において住民に健康づくりを促進する施策で、住

民は市町村が決定した健康づくりメニューを一定期間行うと特典が得られる制度と
いうことでくくれるかと思えます。

特に全国で力を入れているのが静岡県、御紹介のありました、袋井市も含めました
静岡県でございまして、県としても力を入れているということで、町や市と連携して
取り組みを実施しているという内容のようです。

この事業を導入している静岡県の35市町中19市町、約半分を超える市と町が
5年以上実績を積み上げた――19市町、約半分以上で実施をしているということ
でございます。ただ5年以上実績を積み重ねた自治体は少なく、この1年のうちに
取り組みを始めた自治体が多いということをお聞きしております。

また、この事業は健康づくりに関し住民の意識が高まっていくという効果は、今
お話しされたとおりの効果があるようでございますが、健診の受診をポイントにし
てない市町も多く、健診受診率が余り上がらない市や町も多いという課題も聞いて
おります。

一言でいいますと、静岡県が市町に対しまして非常に積極的に進めているものの、
取り組みの内容について、まだ市町ごとのばらつきが多く、事業検証の効果が難し
い状況にあるという状況にあると思えます。このため、来年度から静岡県
では、検診受診のポイント化を県下統一で実施したいということで、勧奨していく
ということをお聞きしているところでございます。

それから、長野県下でどうなのかということでございます。長野県下では、来年
度から東御市が健康マイレージに取り組むということをお知らせいたしました。そ
の対象につきましては、特定健診、ウォーキング、食べ方の見直し塾などござい
ます。

ウォーキングに関しましては、当町は平成20年度から先駆的かつ熱心に取り組
み、ロコモ予防に向けた取り組みにまでつなげております。

また、23年度の特定健診受診率については39%ということで、東御市と御代
田町、ほぼ同等でございますが、特定保健指導率は当町が58.3%、東御市が23%
ということで、当町が2倍の実績を残しているところでございます。東御市
がこのたび始める取り組みの内容は、既に御代田町が先行している状況にあるとい
うことはお伝えしておきたいと思えます。

先ほども申し上げましたように、平成22年度の長野県の平均寿命は、男性

71.17歳、これに対しまして静岡県は71.68歳ということで、0.5歳ほど高い状況。それから、女性に関しましては、長野県74歳、静岡県75.32歳ということで、これに関しましては、静岡県が全国1位だという実績を聞いているところでございます。いずれも長野県よりも高い数字を示していることは事実でございます。

こういったもともとの健康寿命、先進県の静岡県が、今後こういった形でこういった健康マイレージ等に取り組んで、大きな成果を上げていくかについては、非常に注目していきたいというふうには考えているところでございます。

ただし、当町が目指しております自律推進の精神に基づきますと、自分の健康はみずからが守っていくのが基本原則ということで、特典という御褒美で検診を受けていただくことが、果たして適当なことなのか、こういったところも検証していかなければならないと考えております。

以前に市町村共済で、健康保険証を1年間使わなかった方、これはだから1年間、医者にかからなかった方と言いかえていいかと思えますけども、こういった方たちに対して賞品を贈っていたということがございます。ただ効果が上がらなかったということで、報奨制度を廃止したという経緯も、私は覚えております。

現段階で当町は、健康マイレージ制度について注目して、研究はしていきたいというふうに考えておりますけども、直ちに実施する予定についてはないということでお答えをしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 先ほど袋井市のデータ、静岡県のデータとかもいただいたんですけども、袋井市の実際のデータがあります。平成19年度からこの制度を導入して、まず特定健診の受診率ですけども、袋井市ではこれもポイントに加算されているそうなんですけども、平成21年度が49.2%でしたけれども、平成23年度、52.9%と上がってきており、現在県下1位だそうです。国保の医療費も県で35自治体のうち、下から数えて5番目の30位と低く抑えられております。

また、先ほども答弁のほうにありましたが、近隣では3月6日の信濃毎日新聞に載りましたけれども、東御市が来年2014年度から2016年度まで、3年間、健康マイレージ事業を計画しまして、一般会計当初予算案に300万円が計上されました。今、さまざまな自治体が必ず到来する超高齢化社会に対して、何かしら手

を打っていこうと押し進めているのが、この施策です。

例えば当町でも、本当ポイントを出すのがどうかという答弁がありました。エコールみよたで行われている介護予防教室やウォーキングポールの講習会などの参加、こういうものにもポイントを加算していただく。しかし、こういうところに出てくるメンバーは、いつも決まりがちで、特に独居の高齢者というところは、こういう場所に来たがらない。こういった状況もあるわけですので、自宅で軽い運動と食事目標を立て、ポイントをためて、生きがいを持つ、団体に寄附する、人は誰かに貢献をすると生きがいを感じるそうです。これがきっかけで、また介護予防教室や講習会にも参加でき、ポイントを店で使おうと外に出る機会もふえる可能性があります。

また、2月に行われました健康のつどいの助産師内田先生の命をいただいてつないで育むことの講演も、食生活の大切さ、命の大切さ、とても勉強になりました。もっとたくさんの方に、特に若い方に聞いていただきたいかったです。このような健康セミナーに出てもポイント加算等、御代田町ならではの健康イベントもたくさんありますので、大変に励みになると思います。

そして、健康に関心を持ち、健康増進に励むことで、結果として医療費や介護費の抑制につながる健康マイレージ、当町でも行われている介護ボランティア制度とあわせて行うことで、効果が期待できると思いますので、ぜひまた検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。次に、「子ども安心カード」についての質問に入ります。

一昨年末、アレルギーのある女子児童が給食に出たチヂミを食べ死亡するという悲しい事故があり、緊急時に備えた学校と消防署との連携強化が指摘されております。子供たちが学校生活の中で、病気やけがなどにより緊急搬送されるような状況になったときに、現場は大変にパニック状態になり、正しい情報の伝達に時間がかかると言われています。

万が一の緊急時に備えて、正しい情報の伝達が迅速に行われるように緊急連絡先、アレルギーの有無、かかりつけ医などの記載がされ、救急隊員に手渡すことのできる子ども安心カードを昨年6月、群馬県渋川市が導入いたしました。渋川市の各学校には、以前から家庭調査票、緊急時連絡カード、保健カードなどがありましたが、

教育機関目線の書式になっており、緊急時の対応に必要な情報が不十分だったり、必要のない情報も多かったり、わかりにくいものであり、消防機関と教育委員会で検討した結果、情報提供カードの取り組みが始まり、渋川子ども安心カードの作成へとつながりました。

そこでまずお伺いいたします。町内の学校において救急搬送された事例はありましたか。もしありましたら、そのときの情報伝達はどのようにされたのかお伺いいたします。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） 学校において救急搬送された事例はあるか。あった場合の情報の伝達ということでございます。

過去3年間の状況ということでお願いいたします。学校内では3回、それから下校、登校時、登下校時、通学路等で4回程度、救急搬送された事例がございます。これは消防署へも確認済みでございます。

それで、情報の伝達はどのようにということでございますが、主に養護教諭がその任に当たっておりますけれども、その場に居合わせるとは限らないものですから、児童や教員から聞き取った情報、それを口頭で伝えております。

先ほども渋川のほうでも出ましたけれども、町の統一の様式、小中学校利用しております健康調査票というのが、細かな記載がございまして、それを持ち出しまして、持病だとか必要な情報等を伝えることをしております。

それで、当然保護者へも連絡とりまして、保護者が来るまでは救急車に同乗するなどして対応をしているようにしています。それから、養護教諭がいない場合は教頭とか教務主任、担任等が同行するような形で行っております。

○議長（笹沢 武君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 私は2月、渋川市に視察に行ってきました。渋川市教育委員会は、子ども安心カードは救急搬送時に救急隊員に手渡し、個人情報を外に出すことから、個人情報外部提供同意書を作成し、保護者の皆様から署名、捺印いただくことといたしました。

また、カードの内容なんですけれども、実際にこちらが渋川のほうで使っているカードなんですけれども、保護者の皆様から負担を少なくするために、氏名、生年

月日、保護者氏名、保護者の勤務先、緊急連絡先、住所、今までにかかった大きな病気等、服用があれば薬品名、アレルギーの有無、受診医療機関と医療機関の電話番号、あとその他必要事項ということで12項目で、救急隊員の方が必要とする最小限の情報内容としました。

そして、幼稚園、小中学校6,711名に配布、回収率はほぼ100%となり、教育委員会等への苦情など問い合わせは1件もなく、昨年6月より運用が始まり、回収された外部提供同意書は教育委員会で保管され、子ども安心カードは救急時に職員の誰もが対応できるように、ほとんどの学校で職員室の教頭先生の近くで保管されております。

そして、緊急時には子ども安心カード使用マニュアルに従って対応しています。子ども安心カードを導入した昨年6月から12月まで12件の緊急搬送があり、平均現場活動時間は5.5分で、導入前の同時期は6.6分、1.1分の短縮となり、効果があらわれております。

私は、ぜひ当町も未来ある大事な子供たちの命を守るために導入をしたほうがいいと考え、保護者の方に実際にこの子ども安心カードを見せ、導入について伺いました。保護者の方は、先ほども言いましたように、保健調査票はあるけれども、子ども安心カードのようなカードはないので、すっきりとわかりやすい、あればかかりつけ医のもとに迅速に搬送してもらえそうで安心ですと、導入に歓迎でした。ぜひ当町でも子ども安心カードを導入してはいかがでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） この子ども安心カードを導入できないかという問いでございますが、町の現状は、先ほどちょっと触れましたけれども、小学校から中学校まで、統一の保健調査票を用いております。

まず、入学の際に各家庭で必要事項を記入いただいて提出してもらってるわけですが、これを学校のほうで6年間なり3年間、保管しております。それで、学年の進級時にはそれぞれ一旦お返しして、変更点があれば修正していただいて、再度提出いただいて、現況に合ったものというふうにされております。卒業時には各家庭へ返却をしております。

この調査票には、先ほど渋川のほうでも安心カードに盛られてるようなものも含めまして、出生時の様子だとか、今までの病歴、それから予防接種、こういったも

のをやったとか、先ほど御指摘のアレルギー関係、それから現在の病気の投薬状況、それから緊急時の対処法、それから保護者への連絡先等の情報を全て記入されるようになっております。

また、食物アレルギーについては別に調査しまして、アレルギー食等、給食現場の共同調理場とも情報の共有をしながら対応をしているところでございます。

それから、御代田消防署より、エピペン携行の児童という、これ緊急時の対処が問題になるわけですが、その調査を年度初めに要請がありまして、エピペン携行者が何名、小中学校等にいるかという情報は、共有を図っております。

この子どもの安心カードの導入については、名称が違いますけれども、現在、この調査票がそれに当たるというようなことで、そういった情報が網羅されているということから、対応はできているというふうに私ども考えておりますけれども、渋川方式といいますか、こういったものも、例えば佐久広域全体の消防署の取り決めの中で必要とあれば、整備を研究をしていく必要があるのではないかとというふうには考えております。

○議長（笹沢 武君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） 御代田町には、統一の健康調査票があるということでお話がありましたけれども、渋川のほうでもこれを導入するに当たっていろいろと、カードがあるのにどうしてということでお話がありました。4月の初めに校長会で、教育委員会より説明したところ、保健カードなどがあるのに、新たに子ども安心カードをつくる必要があるかという意見がありまして、1回目ではとまらず、5月の2回目の校長会には、消防署からも参加していただき、平成24年秋から高齢者、障害者向けに導入された緊急医療情報キットが効果を上げていることから、子ども安心カードの必要性を訴えたところ、子供の命を守りたいという目的は一致していることから、よいことは協力しましょうということで導入が決まりました。

子ども安心カードの導入を渋川市が小学校の教職員へアンケートをとって見たところ、カードなしでの児童の情報を知っているかとの問いには、60%以上の教職員が担任する児童生徒以外の情報は知らないという回答で、緊急事案等の緊急時に対応に自信があるかとの問いには、80%以上の教職員が自信がないというものでした。さらに、子ども安心カードはツールとして便利なのかという問いには、100%の教職員が便利であると回答をしています。

1分1秒を争う緊急時、迅速に情報を把握しなければならない。その点で一目でわかる子ども安心カードは有用性が高く、災害や集団の熱中症など重症者が多数出るような事態こそ、効果を発揮すると思われます。また、デジタル化の時代の中、アナログではありますが、紙と印刷代のみの安価で一目でわかる情報となるため、費用対効果は大きいと考えられます。

あつては困りますが、当町でも災害などに備えまして、保健調査票なんかは個人情報のことありまして、救急隊にはお渡しできないと思うんですけれども、救急隊員に渡せる子ども安心カードを導入していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） 学校現場、それから佐久広域消防署等と協議いたしまして、研究、検討させていただきたいと思ひます。

○議長（笹沢 武君） 池田るみ議員。

○1番（池田るみ君） ぜひ研究していただきまして、本当に子供の安心・安全を守るためには必要なものだと思いますので、前向きに検討していただきまして、保護者、学校、そして行政が連携をとりまして、しっかり迅速な対応ができるようお願いしたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告4番、池田るみ議員の通告の全てを終了いたします。この際、暫時休憩いたします。

（午後 3時16分）

（休 憩）

（午後 3時30分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

通告5番、野元三夫議員の質問を許可いたします。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 通告5番、議席番号6番、野元三夫です。

私は大きな件名、2つ出してございまして、まず1つ目の質問から入りたいと思ひます。

1つ目の質問は、高齢化社会と長期振興計画のあり方という件名で、趣旨として、第4次御代田町長期振興計画（後期計画23年度から27年度）は超長期計画として2万人公園都市構想を掲げているが、将来人口の減少予測や、高齢化による国保会計等の健全運営も難しくなっている。計画残期間も2年あるので見直しが必要と考える。また、社会資本総合計画は平成26年度からの新計画となるが、どのような整備計画を予定しているのかという趣旨で通告してございます。

まず、平成25年6月議会において、古越日里前議員が人口減予測と高齢化社会の到来を心配し、長期振興計画と自律協働のまちづくり推進計画の見直しについて質問をいたしました。

答弁に立たれました土屋企画財政課長は、平成25年4月1日現在、前年比62名の人口増で、平成27年度においても人口増加を見込み、労働人口の減少に対する町民税等の減収の心配に対しても、財源推計では極端な減収は見込んでいないので、第4次長期振興計画の見直しは、現在することは考えていないと答弁されました。

また、超長期目標である2万人公園都市構想についても、厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所が公表した都道府県別将来推計人口によると、当町の2040年の人口は1万4,130人で、減少率4.1%とあるが、当町においてはいつから減少するのか予測するのは難しいが、平成27年度に策定する第5期長期振興計画においては慎重に検討していきたいと、これも答弁されております。

この答弁から、きょう現在9カ月が経過しております。そして、昨年12月議会において、国民健康保険税の税率改正、値上げ条例が提出されました。私は国保会計が破綻するのは心配ですが、いきなり22%の値上げは納得できないということで反対いたしましたが、この条例は可決されております。

このような経過の中で、まず町長にお伺いしたいんですが、9カ月前の企画財政課長の答弁を今現在、どのようにお考えになられるか、答弁をお願いします。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

御質問の趣旨が9カ月前の答弁とどのように変化があるのかということですが、基本的に長期振興計画はみな長いスパンでの町のあり方というものを定めております。長期的な目標として定めているということでありまして、9カ月という、

極めて短い間に何かそれを変更せざるを得ないような状況は発生していないと考えておりますので、9カ月前と同じ考えだということを述べさせていただきます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） けさ1番目に質問しました、古越 弘議員の質問の中で、町長の答弁の中で、見込みの甘さがございましたという答弁が一言ございました。長期振興計画の役割は、冊子にも書いてあるんですが、今町長の答弁にもございましたが、長期的、総合的視野のもとに施策を計画的に実行していく、行政運営の指針としての役割、まちづくりの最上計画としての役割とございます。

今回、私の質問の以降にも、国保会計についての質問がございますので、いろいろ言うことはしたくないと思うんですが、そういった特に財源推計に関しての見込み違いだとか、12月議会においても生活習慣病の方々がふえてしまって、医療費がアップしてしまったとかというお話もお伺いはしたんですが、特に財源推計に関して、これから、過去のことは過去のことでいいんですが、推計についてどのような考えをお持ちなのかというのを2点目にお伺いしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

毎年の実施計画にあわせて財源推計を行うということで、将来3カ年のものを基本的には推計をしてございます。ただし、これは要するに投資的財源にどのくらい一般財源が使えるかというものを見越すもので、国保会計ですとか特別会計における財源の推計をしているわけではございません。

ですから、国保会計がそういう状況になってきたというのは、結局は長期的な状況の中で考えていないわけではないんですけれども、ここへ来て24、25で急な医療費の増大が来ているという状況でございます。

過去においては、ある党派の皆さんの状況の、御主張の中で、国保税を下げたという経緯がありまして、そのとき持っていた基金を一気に吐き出したわけです。ですから、超長期の中でそういった施策が展開されてきたことにも問題があったのではないかと思いますけれども、国保税に関して、国保会計に関しては、平成16年に改定、16、17でしたか、約9年ぐらいは税率改定をしてございませんので、

そろそろそういう必要性が生じてくるのは、いたし方ないことだというふうに考えておりますが、そんな答弁でよろしゅうございましょうか。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今、財源推計については一般財源のみを推計する、3年間を目標に、特別会計については、その時々によって変化が生じるだろう、推計はできないというような意味合いにとってよろしいでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 財源推計という状況でやるのは、町全体の話の中でやっています。ですから、個々の会計については、個々のところで、それぞれに形として財源推計というものには乗ってきておりませんが、それぞれの会計を維持していくための検討は、当然のことながらなされております。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） その辺は会計の推計というのは本当に難しいことだと思います。

次に、将来のことについて話を進めたいと思うんですが、長期振興計画の94ページに、平成17年度から人口推計と高齢化率というのが乗っかってるんですが、17年度以降の推計が出ていないんですが、これはどのように推計をされているのでしょうか。

○議長（笹沢 武君） しばらくお待ちください。

○6番（野元三夫君） はい。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） この推計が平成17までという状況であるということでございますが、第1章の御代田町の人口推計というところの中で、65歳以上人口が5年飛びぐらいで、平成37まで表示してございますので、御確認いただきたいと思っております。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） その辺は私の見落としということで申しわけございません。

あと次に生産年齢人口と高齢者及び子供の割合、ですからよく高齢化率、高齢化率っていうお話があるんですが、私たち生産年齢人口が養っていかなければいけないという割合というのは、もちろん高齢者と、それから十四、五歳以下の子供というのは、私たちの生産年齢人口が養っていくわけなんです、その辺の推計って

うのはされているんでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 内堀副町長。

（副町長 内堀豊彦君 登壇）

○副町長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

この推計値は私がつくりましたので、私がお答えをしたいと思っておりますけれども、この推計につきましては、センサス間生存法ということで、センサス間って申しますのは国勢調査、国勢調査が5年置きに行われます。ということで5年たったら、例えばゼロ歳から4歳の子供さんは5歳から9歳になるということで、その変動率ってというのがどういうふうになっているのかということで、全ての世代にそれを当てはめて、御代田町の傾向として、子供たちはこの間にこのぐらい生まれるよと。その子供たちが過去の傾向として、5年たったら例えば1.1倍になってるよと。そういうことの中で推計をしております。

プラスそのところでいろいろな要件、要件というのは例えばそういう幼児教育とか保育園とか、そういうものに対して、こういう施策を打っていくことによって、これだけふえるよということで、そういうセンサス間生存法という推計の方法と、あとはごく単純に一次関数、二次関数、それから対数、これありますけれども、方程式に入れまして、過去の御代田町の約20年、30年の傾向を持ってきて、そして人口を推計していると。その中で最も精度が高いだろうと思われるセンサス間生存法というものをもちまして、今回のそこに書いてある推計の人口をつくっていると、こういうものであります。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今、私は2項目に、1項目は私の見落としということで、大変申しわけないと思ってるんですが、なぜこういった質問を、財源推計から鑑みて、こういった人口推計のことを質問したかということ、今回突如として22%の国保税の値上げ、これは政策上の問題等々あって、値上げしないとかということもわかるんですが、人口推計からすれば自然人口、それから社会人口、自然というのは今住んでる人間がどういうふうに移る、年を重ねていくか。社会人口というのは転出転入、そういったことも加味して、推計をすれば、今回一気に22%という値上げは起こらなかったのではないかなというふうに思ったんですよ。

それで、これ決まってしまったことなんで、とやかく言う筋合いはないんですが、ここにちょっと、よろしいですか、西軽さん。

○議長（笹沢 武君） テレビカメラに映してもらいたい。

○6番（野元三夫君） ちょっとこういうのも、これが御代田町、こういうグラフがございいます。

○議長（笹沢 武君） もうちょっと向こうへ向けてください。

○6番（野元三夫君） はい、よろしいですか。このグラフのところにあるのが、先ほど言いました人口問題研究所というところで推計した数値を棒グラフにした表なんです。これ先日、「老いゆく日本と高齢化先進地域、佐久のこれから」と題した講演会がございまして、藻谷浩介さんという方が講演なされたんですが、これでこういったグラフをつくられてます。

衝撃的なことが、高齢者が激増していく御代田町、それからもう一枚のほうは、高齢者が急増する御代田町というグラフがございいます。あるいはこちらのほうに、今度は下條村というところのグラフがございいます。この下條村っていうのは、安定を実現した下條村というグラフがございいます。

これはどういったことかという、御代田町に関していえば、今どんどん若い人に御代田町に住んでいただきたいです。どんどん人口が増加してます。それは今現在は本当にいいことだとは思いますが、これから団塊の世代が65歳、70歳に向ける、それに対して警笛を鳴らしてるのが、高齢者が急増する御代田町。対しての下條村っていうところは、人口がもうふえない、過疎の村です。ただし人口はふえない、子供もふえない。だけど、年寄りもふえない。だから、毎年いろんな予算を組むのにしても、ある程度予測がつくんですよというようなことを有してるグラフだと思います。

もう一点、こちらの川上村のグラフもあるんですが、川上村ですと80歳代だけが增加する川上村というグラフになってございいます。これはやはり川上村にも転入者、農業をやりたいという方がどんどんふえて、入ってきている。ある程度、これから10年、20年たつと安定していきますよ。ただ人口が、池田みさんが質問されたときに言われたように、平均年齢が伸びる、健康年齢が伸びるということで、高齢者はふえるんだけど、若い人もいるから、生産年齢人口は増加して、年寄り、高齢者の面倒を見るのも楽なんじゃないですかというようなグラフなんです。

なもんで、ぜひこういったグラフ等々、人口推計問題、今副町長も言われたように、国税調査の5年ごとの推計、これは一番正確な推計だと思います。だけど、こういった人口推計をしている団体がございますので、そういった団体の資料を使って、ぜひこれから御代田町がきちんと財源推計をしながら町を運営していただけるようにということで、今こんなお話をいたしました。

○議長（笹沢 武君） 内堀副町長。

○副町長（内堀豊彦君） 人口問題研究所の例ですけれども、それとあわせて、私といたしましては国保税が今回上がるということと、それから人口構造について、合ってる部分もあるんですけども、それを全て一致させるというその論理は、私はちょっと無理ではないかと思います。

国保税が上がるということについては、制度の問題や、それから疾病の問題だとか、いろいろな問題がそこに入ってくると思います。そのところに例えば老年人口がふえるということだけをもって、それで国保が上がるというのは、これはちょっと論理的に無理があるし、それから生産年齢人口という捉え方も、実際これつくったのはかなり昔につくって、かなり昔というのは、これは定義で決まってるんですけども、これ15歳から64歳ということになっておりまして、実際に今の社会の中で64歳までが生産年齢人口なのか、70歳までが生産年齢人口なのか。実際には働いておられる方はたくさんおられますし、それからここにおられる議員さんの中でも、そのくらいの年齢の方はたくさんおられると思います。そういうことの中で、単純にそれだけをもって比較をされるのは、非常に困るということであります。

それから、国保が上がる、上がらないという話については、当然先ほど企財課長のほうから説明ありましたけれども、これについてはこれは担当課も含めて、実際に今の財源がどうなってるのか、これからどういってお金がかかっていくのかと、そういうことをトータルで推計をした上で、財源推計という言い方をすると、我々の中では一般財源の推計のことを財源推計っていいます。

それぞれの特別会計の中で実際に行っていかなければならない推計は、これは当然やらなければいけないこと、これはだから2年先、5年先、10年先、どうなるのかということについては、当然これやらなければいけないことで、それについては、それは当然担当課のほうで推計をしながら、安定的に維持、運営をしていくと

ということになると思いますので、もう一度私が申し上げたいのは、その人口問題研究所のグラフをもって、全てのことを理解をするというのは、ちょっと論理的に無理があるということで、町は町といたしまして、一番最新のデータを持って推計を行ってますので、そのあたりについては御理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今、副町長に言われた件については、自分で理解したつもりで、こういった資料もございますよということでお示したつもりです。ですから、健康保険についても、国民健康保険があり社会保険があり、それから共済保険があり、年金に関しても国民年金があり、厚生年金があり、そういうことを承知している上で質問しておりますので、ただこれが全部全て御代田町、ですからこの人口の中の方が全ての国民健康保険に入ってるって言うことではございません。いろんな場面において資料を、こういったことを考えている部署もあるんで、うまく利用していただければいいのかなという意味合いで話をしておりますので、御忠告ありがとうございます。

次に、長期計画の中で、長期計画の施策の展開という項目の中に、生命財産の保全という項目があり、消防、防災体制の確立が記載されております。この計画の中で防災無線が整備され、運用されてると思うんですが、今回の大雪に関して、除雪体制だとか、いろいろいろいろなクレームだとかは来てるかと思うんですが、私、広報関係に絞って質問したいと思うんですが、広報関係での反省点や検討課題が多分浮かび上がってきていると思うんですが、これについて町民からの指摘だとか、役場の防災で泊まり込みだとか、いろいろしたかと思うんですが、見えてきた点をお教え願えればありがたいです。

○議長（笹沢 武君） 清水総務課長。

（総務課長 清水成信君 登壇）

○総務課長（清水成信君） お答えをいたします。

今回の大雪で広報関係で見えてきた課題というようなことでございますが、実際町の防災行政無線も強化して、この3月で2年経過するという中で、以前から声が聞き取れないとか、いろんな苦情もいただいている経過もあります。そういった中でスピーカーの向き変えたり、いろんな工夫もして、現在に至っております。今回

も大雪の中では、緊急にかかわる部分、あるいは注意を喚起する、あるいは警報が出た段階では、当然ながら放送もさせていただいた経過がございます。

そういった中で情報伝達の手段としては、別に防災無線だけではなくてオフトークですとか、それからメールの配信でそれぞれ登録していただいた方、現在600名近くおりますけれども、そういったいろんな方法をとった中で広報してきた経過がございます。

一つの反省点としては、的確な情報を町のほうでも把握、してきてはいたんですが、正確な情報につかめない面もありました。そういった中で正しい確実な情報として伝えられなかった面はあったのかなど。今現在も検証、今後においても反省すべきところはしていくということで、今いろいろな面では進めておりますけども、一面ではそういった面もあります。

また、本日もおいでいただいておりますが、テレビ西軽さんのほうに情報伝達、なかなかできないで、テレビ西軽のほうも利用できなかったような面もあります。

そういったいろんな反省点ございますけれども、今ここで全てを総括とはいきませんけれども、見えてきた課題、またこれから皆さんからいただく反省点、検証すべき点は今後に活かしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員の一般質問中ではありますが、会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

どうぞ続けて質問ください。野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今、課長のお答え、答弁になられたとおりに、防災無線が聞こえない。私も実際、何か防災無線が発生するたびに、ドアあけて確認をしました。もちろんメール配信も加入してますのでメール配信、インターネット、テレビ西軽さん、これらを利用して、いろいろ情報を聞いてたつもりです。

それでもう一つ、これに鑑みての話なんですけど、来年に、平成27年2月28日をもってオフトークが廃止になります。それにあわせて、町民の方から何で戸別室内放送が中止になってしまうの。これはN T Tの都合で、光回線になる都合で、これは仕方ないことだとは思いますが、有料であっても戸別の受信機が欲しい、あるいは新たな戸別放送を検討したらどうかという声を聞くことが、何人からもい

いただきました。それをひとつ検討していただきたいのと、それからこういった災害発生時の情報収集に関しては、信濃毎日新聞で報道されたんですが、佐久市においては柳田市長がツイッターでもって情報収集をしているという話も出たんですが、これはぜひ――質問の趣旨が変わってきましたか。

○議長（笹沢 武君） 野元議員に申し上げますが、通告以外の質問はやめてください。関連なら結構です。

○6番（野元三夫君） 関連で長期振興計画書の中に乗っかってる項目でありますので、戸別放送が中止になるという件と、それから災害時における情報収集、これの検討はどうなんだろうという、その2点だけお答えいただければありがたいです。

○議長（笹沢 武君） 清水総務課長。

○総務課長（清水成信君） お答えをいたします。

今、情報収集とかの面と、それから戸別受信機ですか、防災行政無線に絡む分です。その辺、わかる範囲でのお答えをさせていただきたいと思います。

まず、戸別受信機の関係ですけれども、2年前に防災行政無線、屋外のスピーカー設備に加えて、障害をお持ちの方ですとか、聴覚、視覚障害の方ですとか、それから独居高齢者、あるいは公共施設等には戸別受信機を設置をさせていただいた経緯があります。全体で当初の計画の中で50台ほど手持ちありまして、そのうち40台ぐらいを今申し上げた部分に設置をさせていただいているということであり

ます。

戸別受信機、野元議員、おっしゃりたいのは、町全体に設置したら、配布なりしというような考えかとは思いますが、前にも答弁させていただいた経過ありますけれども、1台当たりの単価が高いということで、この町全体ということになると、何億もかかるという部分、予算的な部分もありますので、いきなり全てというわけにはいかないという。

それにかわるものとして何かないかということで、うちのほうでも今現在、検討しておりますけれども、防災ラジオ的なもので全ての情報を発信できるようなものがあればいいなということで、メーカー、あるいは業者にもそういった投げかけをしたり、調査もしておりますけれども、なかなかいいものがないというのは、現時点での状況であります。

ただ前にも答弁させていただいておりますのは、そういった費用的にも使いやすい

い、そういったいいものがあれば、すぐにでも長期振興計画の中で計上して、配布なりお貸しするという方法をとりたいということは申し上げた経過はあろうかと思
います。戸別受信機については、そういったことでお願いをしたいと思
います。

あとは情報収集の中で、先ほど佐久市のほうで佐久市長さん、ツイッターという
ようなことをちょっと聞いたんですが、ツイッター、確かにそれは個々での、そん
なようなことがありましたけれども、うちのほうでもいろいろ今回の大雪に関して
申し上げれば、国道あるいは県道サンラインが通行どめになったという中で、県の
ほうからも町のほうへ非常態勢での連絡員ということで職員も派遣していただきま
した。そういった中で県との情報のやりとり、それから国の関係においては国道事
務所ですとか、県を超えて群馬県のほうからも情報収集したりしてございましたけど
も、なかなか正確な情報が得られなくて、正確な情報を町民の皆さんに伝えられな
かった部分もあります。

その辺も先ほどちょっと答弁させていただきましたように、今後においてもその
辺の検証、あるいはいろんな反省点等を含めた中で、よりよい情報、正確な情報を
収集していくような形で考えていきたいというふうに思っているところであります。
以上です。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） ぜひ今回の反省点をきちんとまとめていただいて、今後に生かし
ていただけるようお願いいたします。

次に、平成26年度から始まる社会資本整備事業と、それから町単独道路新設改
良事業、この2点が予算書に乗っかっているんですが、今この場で公開、お話しし
ただける範囲で結構ですので、どのようなことを計画しているのかお教えてください。

○議長（笹沢 武君） 土屋企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 社会資本総合計画の関係についてお答えをいたします。

社会資本総合整備計画の面でございます、当時、再生整備計画事業のことかと思
いますけれども、当町では第1期、平成21年から25年、御代田町都市再生整備計
画に引き続き、第2期、平成26年から平成30までといたしまして、御代田町都市
再生整備計画を策定しまして、国から有利な交付金を得て事業を実施するため、現
在、国と協議を進めているところでございます。

計画の目標といたしましては、1番目として、安心して通行できる交通体系の構

築、2番目といたしまして、災害に強い安全なまちづくり、3番目、子どもが生き生きと育つまちづくりを掲げております。これに沿った事業を展開していくことを予定してございます。

安心して通行できる交通体系の構築、それから災害に強い安全なまちづくりは、第1期計画から引き続き目標を掲げるものでございまして、新規事業のほかに継続となっている道路事業も、2期計画の中で行っていくという状況でございます。

それから、3番目の目標である、子どもが生き生きと育つまちづくりでは、子どもたちが生き生きと健全に育っていく環境を整え、定住基盤の形成を推進できる事業の実施という、ちょっと抽象的な言い方で申しわけありませんが、こういった事業を展開してまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 私がここで伺ったのは、以前に西軽井沢、それから水原地区、それから町中心部へ抜ける道路の改良あるいは新設ということを質問いたしました。そのときに26年度から後期に始まる計画で検討してまいりたいという御答弁をいただいております。西軽井沢水原地区から抜ける道路の計画というのは、どの程度、今回の後期計画に反映されるのかどうか。まるっきり計画をしてないのかどうか、その辺をお伺いしたいです。

○議長（笹沢 武君） 荻原建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） お答えいたします。

先ほど企画財政課長が申し上げました、26の中には現在のところ、その部分については入っておりませんが、そこに含めるという、計画変更等も可能にはなっておりませんので、含めるか含めないかという前段といたしまして、本年度調査費としまして、西軽地区の中山道から桜ヶ丘の立道を通って、ツルヤさんの南側あたりへ抜けてくる、東原西軽井沢線のルート調査等の調査委託料、それは来年度予算に乗せてありますので、そういうルート等を調査した中で実現可能か否かを含めて、その後の段階になってくると思いますが、来年度予算の中には調査委託費は乗せてございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○ 6 番（野元三夫君） 調査費が計上されてという御回答をいただきましたので、なるべく早く実現できるようにお願いしたいと思います。

次に、1 項目の質問を終わりにしまして、2 項目目の新クリーンセンターの進捗状況ということで質問に移らせていただきたいと思います。

趣旨としまして、環境影響評価の現況調査が終了し、4 月ごろ開催予定の説明会に向け環境影響評価準備書を作成中と思うが、現在公表できる範囲での調査結果と、今後の予定及び一部事務組合設立に向けた進捗はどのようになっているかということで、趣旨を出しております。

まず、環境影響評価準備書の調査結果と、これからの予定というのを御説明願います。

○ 議長（笹沢 武君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○ 町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

野元議員の御質問のとおり、準備書の作成も最終の段階に来ております。現在、公表できる範囲での調査結果につきましては、平成 25 年 12 月 25 日、年が明けまして 1 月 25 日及び 2 月 25 日発行の湯川だよりにて回覧のとおり、中間報告会での調査結果の概要についてはお知らせしているところでございます。

その内容ですが、大気質調査では春と秋の調査で、町内 7 地点で二酸化硫黄等各項目で環境基準値を大きく下回り、悪臭調査では臭気指数等、現況調査の結果は 6 地点で基準値以下、動物調査の中間報告では、鳥類 80 種、昆虫類 400 種、底生動物 239 種が確認されました。植物調査の中間報告では 554 種、注目すべき種として 7 種が確認されております。なお、詳細については佐久市のホームページで公表されております。

環境影響評価準備書は作成中でございますけれども、県内の他のごみ焼却施設建設事業にかかるものを一例として申し上げますと、長野広域連合の準備書がございますけれども、これは A4 版で 760 ページ余に及ぶ膨大な量のものとなります。

新クリーンセンター建設事業についての準備書は、現在、現況調査等業務受託者より原稿の一部が佐久市に提出されている段階です。このような段階ですので、野元議員御質問の調査結果については、現在公表できるものはございません。

なお、予定されている準備書の構成は、第 1 編、環境影響評価として、第 1 章か

ら第5章までの5章からなり、第1章で事業計画の概要、第2章で対象事業の内容、第3章、地域の概況、第4章、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法、第5章、調査・予測・保全対策・評価となりまして、この章では大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、水象、土壌汚染、地盤沈下、地形・地質、植物、動物、生態系、景観、触れ合い活動の場、廃棄物と温室効果ガス等の17項目について記載されることとなっております。各項目については調査方法、調査地点、調査期間、調査結果が報告され、これらについての環境についての環境予測及び環境を緩和するための保全措置に対する評価結果が記載されることとなります。第6章は総合評価、第7章は事後調査計画となりまして、第2編に方法書に関する審査経過があります。以上が準備書に記載される予定の項目です。

内容につきましては、先ほども申し上げたとおり、現在取りまとめ中でございますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。準備ができたところで、議会の皆様を初め、町民の皆様にもごらんいただくようにしております。

次に、今後の予定でございますけれども、環境影響評価準備書は来月4月中には長野県に提出され、県が公告・縦覧を行います。具体的には、同月の下旬から準備書の公告・縦覧を1カ月間行い、縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間、町民の皆様からの意見聴取の期間とされております。また、この縦覧期間中に8カ所の説明会が予定され、御代田町内では5カ所が予定されております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 次に、一部事務組合についてなんですが、当初、ことしの4月に設立というお話が都合でもって延びるというお話は聞いているんですが、その後の進捗状況というのは、どのようになっているのか御説明願います。

○議長（笹沢 武君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

次に、一部事務組合設立に向けた進捗状況でございますが、12月議会全員協議会でも御報告させていただきましたとおり、平成26年4月の一部事務組合設立に向け協議を重ねてまいりましたが、組合格約の一部について、関係市町との調整がつかず、平成26年4月での組合設立は順延となり、現在、事務レベルでの協議が整いませんでしたので、理事者レベルでの最終協議を行っている状況でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今、一部の問題で調整がつかないという御回答だったんですが、何が問題で調整がつかないのか教えてください。

○議長（笹沢 武君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

現段階で組合設立に向けて、組合規約で調整がついていない項目は、議員定数等の調整事項がございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今の議員定数というのは、その1点、1項目だけが調整つかないということなんでしょうか、教えてください。

○議長（笹沢 武君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） お答えします。

まず一番大きなところは議員定数ということで、この議員定数につきましては、考え方としまして、ごみ処理計画量の割合を基本として、各構成団体は最低2人の議員定数とするということの中で、県内の一部事務組合等の状況を見ますと、平均で13.8人、構成が4団体であるところは大体14.8人であるから、15人から18人程度という形がありまして、そして佐久市、軽井沢町は現行の佐久クリーンセンターの議員数を下回らないというような考え方、さらには佐久市だけで過半数を超えない範囲として、9人から7人程度として、事務局案として、佐久市は8名、軽井沢町は4名、立科町は2名、御代田町は2名の合計16名が提示されますが、御代田町といたしましては、組合議会は運営管理についての住民の意思を代表して話し合う場所でございますので、住民の意思を反映することは、経費だけではなく、施設が与える住民生活への影響についても当然含まれるものであります。

その住民生活に与える影響の大きさを加味して判断するべきと考え、控え目ではありますけれども、建設地の地元である佐久市と御代田町は、それぞれ1名の増として佐久市9名、軽井沢町4名、立科町2名、御代田町3名の合計18名を主張しておりますけれども、佐久市は環境に与える影響を加味する必要がないとして8名で了解しておりますので、御代田町を除いて1市2町が16名という形で主張されております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今の説明、御答弁ですと、御代田町が3名欲しいということで調整つかないというふうに取り上げたんですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） お答えします。

先ほども申し上げましたとおり、事務レベルでは、このような形で調整がつかずにおりますので、理事者レベルでの最後の協議段階となっております。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） では町長にお伺いしたいんですが、今のお話ですと御代田が2名、3名という点で調整がつかないという答弁ですが、町長はどのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えします。

今議員定数の問題での議論という、形としてはそういう内容ですけども、私どもが今の段階で議員定数ということになぜこだわっているのかということにつきましては、まず御代田町が建設候補地のまさに地元という位置にあるということでありまして、したがって、当然、立地条件から見れば、新クリーンセンターの影響は間違いなく御代田町であって、佐久市には届きにくい立地条件であります。そうしたことから、私どもはそうした地元としての配慮というものをきちんとしてもらいたいということになります。

この問題は、例えば今後の地元条件の整備という問題も出てきます。そうした中できちんと御代田町が地元という位置づけをもって配慮をされるべきであろうということから、入り口の段階で私どもは御代田町を地元として認めるようにということと、御代田町に対する、特に面替区に対する配慮といいますか、このことを求めています。本質的にはその議論であります。形の上では現在、入り口の議員定数の問題になっています。

ただ現在の段階は、現在は面替区に対して地元の条件をまとめてくださいという話がありまして、面替区として地元条件をまとめていく、今そんな内容になっておりますので、一番の問題は、面替区が提出する地元条件というものが最終的にどこまで受け入れられるのか。それによって当然建設の同意ということになりますと、

地元の同意ということになりますので、地元の皆さんがそれで条件をのむと、建設同意をしていくよというふうになっていくかどうか、それが今後の大きな協議の内容になっていくかなと思ってはいますが、非常に難しい協議の状況になっているか、またいろいろな課題も、ほかの課題もありますので、非常に複雑な段階での今後の協議になっていくと思っておりますが、私としては議会招集の挨拶で申し上げましたとおり、粘り強く取り組むべき課題であろうと、このように考えております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今の町長の答弁ですと、以前の町長の答弁からすると、少し何か意気込みというのがトーンダウンしたような答弁に聞こえたんですが、一部事務組合は早く設立しなければいけないという答弁もお伺いしましたし、それから政治生命をかけて、佐久全域での1カ所でのごみ焼却場をぜひともつくりたいという答弁をお伺いしてたんですが、今のお話ですと、面替区をまとめて、議員定数の話ではあるんだけど、地区の意思表示を少し大事にしたいなというような、トーンダウンしたような答弁に聞こえたんですが、その辺はいかがなんでしょうか、今までの意気込みを考えて、変わったように思うんですが。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 何も変わってはおりません。といいますのは、今度の事業で建設という方向に向かうときに、何が一番必要になるかということで、それは当然一番近い面替区が建設に向けて協力いただけるということが大前提になってまいります。ですから、そこを無視して物事は何も進むわけではありません。

ですから、そのことが達成できるように、私としては協議を続けていきますし、当然御代田町として必要なことは主張して、そういう意味で粘り強く取り組むという意味でありまして、私どもが何ら地元という立場にあつて、不必要な妥協をしていく必要はないと思っております。正当な意見として、私としては堂々と主張していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 当初の予定どおり、29年度オープン予定に、確実に焼却施設が完成できるように、町長、済みませんが、御努力をお願いをしたいと思います。

最後に1点だけお伺いしたいんですが、今月3月8日付、信濃毎日新聞で新クリーンセンターの見返り施設として、温浴施設と健康運動施設を南パラダに15億円で建設し、温浴施設部分は1市3町でごみ処理の実績量で負担するという報道があったんですが、新聞報道だけですので、これまでしかわからないんですが、この話はどうのお話になってるのでしょうか。お答えできる範囲でお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） その件につきましては、平根地区が新クリーンセンターの受け入れの条件として、温浴施設を要望している中で起きています。それで温浴施設の中で一部事務組合として負担すべきものと、佐久市が健康増進施設という側面で建設する部分と振り分けをしております、一部事務組合として負担すべきものについて分けて、その部分については一部事務組合の負担にしていくという内容であります。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 一部事務組合で負担する部分もあると、新聞どおりの御回答だったんですが、なるべく御代田町の負担が少なく、いい焼却施設なりをつくっていただけるようお願いしまして、私の一般質問、終了したいと思います。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告5番、野元三夫議員の通告の全てを終了いたします。

通告6番、小井土哲雄議員の質問を許可いたします。

小井土哲雄議員。

（7番 小井土哲雄君 登壇）

○7番（小井土哲雄君） 通告6番、議席7番、小井土哲雄です。

本来であるのなら、前段の部分で今回の大雪、あるいはあすで丸3年となる震災に触れるところですが、今回の私の質問は1時間では足りそうにないので、早速質問に入らせていただきます。

国保税22%の大幅値上げと関連する公約についてでございますが、昨年12月議会で、国保税の税率平均22%の引き上げについて、議会の賛成多数で可決しました。この4月1日より施行されることになりましたが、重要な案件であるにもかかわらず、その決定に至る経緯や手法には疑問を感じますし、ずさんとも感じます。なぜ追加議案として扱われたのでしょうか。また、町長は1期目と2期目の公約違

反に対し、どのような責任をとるのか、この点についてお聞きします。

国保税値上げは、この4月より施行されるといっても、国保加入の町民の皆さんがこんなに負担がふえるのかと、増税感を実感されるのは、実際には前年度の所得が確定して、国保税が本算定され、26年度分の税額が決まり、納税通知書が各家庭に郵送されることしの6月ごろだと思います。それは皆さん、びっくりなされるのではと思います。

最初に、この4月より国保税が22%アップされることが、昨年12月定例会に町側より追加議案として提出され、議長を除く13人の議員の中、私と内堀議員、野元議員の3名が反対し、10名の議員の賛成で可決されました。可決された議案を今さらどうこういうことではないのではと執行部側では思うのですが、反対した者の思いは、町報やまゆり2月号にあるとおり、「国民健康保険税率を22%引き上げます」、この見出しで今回は12月議会定例会で議決された平成26年度に行う国保税率の改正について説明しますと、小見出しで議会が承認したと前端的に打ち出していまして、承認した議会の責任と申しましようか、それは反対した議員にも、民主主義国家ですから、当然その責任は生じてきます。私はその責任から逃避する気はございません。反対した側の責任として、この決定までの一連の流れを町民の皆さんにわかっていただくことも、私ども議員の責任であると思いますので、あえて国保税率の値上げに反対し、質問するところです。

通告にあるとおり、これほど重大な案件が強行、あるいは強引ともとれるやり方で承認されたことに憤りを感じております。あえて強引というには、追加議案として上程する町の考え方に不信感を感じるからであります。また、なぜ強引かという点、保健福祉課長が昨年の9月の定例会において、一般質問であったか議案説明の中であったのか記憶は定かではありませんが、国保税の基金も危機的状況であり、税率について見直しの時期的発言があったにもかかわらず、12月の定例会に追加議案として扱われたこの現実を見て、真剣味のなさを感じるところであります。

ふだん町長の答弁によくありますが、どこが計画行政と言えるのでしょうか。本来であるなら、12月議会初日に議案説明があり、担当委員会の総務福祉文教委員会に付託され、慎重審議された後、議会全員協議会において、議員全員のさらなる意見交換がされるべき重要な案件であるのに、全協での短い時間の意見交換のみで追加議案としての上程でありました。どのような意図があり、このような手法をと

ったのでしょうか。その意図には、委員会に付託しないで、いきなり議会全員協議会で説明したほうが町側とすれば進めやすいからで、強引かつ議会軽視であると私は感じています。

通常、議案書は議会が始まるおよそ1週間前には配布され、その議案書を前もって目を通して、議会に備えるのが議員としての手順であります。その審査さえさせないで、いきなり追加議案として国保税アップが提出されたことから、共産主義的独裁の何物でもなく、民主主義をないがしろにした手法そのものであると感じています。

共産党といえば、昨年12月定例会後、赤旗新聞に入っているかわら版に、来年度、国保税22%値上げに、1世帯当たり平均で年額3万9,000円の値上げという見出しで、賛成者10名の名前があり、反対者で、先ほど申し上げたとおり、野元議員、内堀議員、そして私、小井土の名前がありました。健全の野党との評価と受けとめ、反対者側に名を載せていただいたことに感謝いたします。

反対した私ども3人も、国保会計が崩壊したら大変なこととなるとの認識はもちろんございます。国保税条例の一部改正に至る町側の手法が余りにも軽々と感じますし、十分な議論もない中、追加議案として上程した町側の手法に問題を感じ、また議会制民主主義を無視した、あるまじき行為と深く憤りを感じましたので、この議案が否決になれば、町側は大騒ぎになることも承知の上で反対に回りました。

共産党の議員はよく、少数意見も取り上げるべきとおっしゃっていましたが、7年前から現町長が共産党員であるので、ある意味では与党ということで、健全な発言よりも、町長を守ればよいという方向性であるように見受けられ、できる、できないは別として、大胆な発言が聞けなくなって、私は寂しくはありませんが、つまらなく感じています。

大分前のことですが、高橋福太元議員、あるいは町長が共産党議員であったころのほうが、健全の野党として一般質問あるいは赤旗新聞に折り込まれるかわら版にしても、読んで納得するところもございました。私も赤旗新聞を4年近くとらせてもらいました。ただ新聞自体を読んだことはありません。かわら版だけ読みたかったのでおつき合いさせてもらいましたが、町長に対する以前のような厳しさがなく、魅力もなくなったのでやめさせていただきました。

私に限らず、町内で赤旗をやめた人が多くいると聞いています。町長に何の批判

もしないかわら版に失望しているとの声も多く聞かれております。私は決して赤旗新聞に対する不買運動を先導する気は毛頭ございませんので、誤解なきをお願いしたいと思います。単にかわら版の当時読者であった者の感想と捉えていただければと思います。

話がそれたので戻しますが、この国保税に関しましては、非常に複雑な部分がありまして、担当委員会の２期以上の議員でも、相当勉強しないと答えを出すことが大変な部分もございます。大変失礼な物の言い方になりますが、当選から３カ月経過した今年の１２月に、全協だけの説明で答えを出せという町側の手法には、１期目の議員の皆さんには酷ではないでしょうか。もちろん理解なさっておられる議員もいるでしょうが、私も含め、担当委員会でない者には、なおさら関係議案に接することが少ない状況であるとすれば、議会全員協議会がその場となります。

１２月全協の１時間ほどの議員からの質問と答弁でありましたが、全協という場所は、簡単に言えば、決定権がなく、ある意味では町側からの報告の場で、金曜日が全協、そして土日を挟んだ翌月曜には追加議案として上程され、あきれほど簡単に賛成多数で採決されました。果たしてこれでいいのでしょうか。なぜこれだけの重要な案件が追加議案とされたか、その真意をまずお聞かせください。

○議長（笹沢 武君） 小山保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

国民健康保険税、平均２２％の引き上げについて、議会で議決されるに至った経緯について、改めて御説明申し上げたいと思います。

平成２５年９月２７日から１０月７日の会期で、第３回の御代田町定例議会が行われました。この議会に提出した国保特別会計補正予算につきましては、後期高齢者支援金、それから介護納付金の高騰に対する穴埋めとして、基金から４，０００万円を繰り入れる内容で議決をいただきました。

その結果、約１億７３２万円保有していた基金は７３２万円を残すのみとなり、この時点で予備費も１，８００万円余りという状況で、御代田町の国民健康保険会計は危機的な状況に瀕していること、また来年度以降は新たな財源を確保しなければ、国保会計の維持継続が難しい状況にあることについて、議場で私からお伝えいたしました。

第3回定例会終了後、10月8日から直ちに来年度以降の国保会計の不足額の推計を開始いたしました。平成25年10月17日、長期振興計画、実施計画の企画財政課のヒアリング、10月29日の理事者打ち合わせ等で検討を重ね、11月7日の理事者会で平成26年度から29年度の財源不足を補うため、国保税率については22から25%の引き上げ、これにあわせて一般会計から2,000万円の法定外繰り入れを行う方針を町として決定いたしました。本来は議会開会初日に上程できるよう準備を進めるべきでありましたが、作業期間がおくれまして12月議会最終日上程になってしまったことについては、反省点であるということでは思っております。

この改正案を国保運営協議会に諮問し、11月20日、11月26日の2回にわたって慎重審議していただいた結果、平成26年度から国保税を22%引き上げ、あわせて1年に一般会計から2,000万円の法定外繰り入れを行うという内容で答申をいただきました。この答申を尊重いたしまして、翌11月27日には御代田町国民健康保険条例の改定作業を行いました。この時点で12月議会の議案書ができ上がっていたため、やむなく追加上程させていただくことになったという次第でございます。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 今答弁にありましてとおり、9月に福祉課長はその必要性を訴えていたところでございます。ただ町長が真剣に苦しい状況がわかっておられたのか、わかっておられないのかわかりませんが、国保税率の改正案の提出が必要であるとも思っていたのでしょうが、担当課に対して的確な指示がなされない、指導ができていなかったということが言えるんじゃないかと思います。また、町長の公約、1期目、2期目の公約が足かせとなって判断ができなかった部分もあるんじゃないかと私は思います。

今、国民健康保険運営協議会のお話もありましたが、その部分も含めてお話しさせていただきます。議事録からもわかりますし、かわら版にも載っていましたが、11月20日に町長から御代田町国民健康保険運営協議会に対し、国保税の見直しについて諮問しています。そして、6日後の11月6日に、国保税の22%引き上げが答申されています。

今お話があったとおり、11月7日に理事会で、22から25でしたっけ、6でしたっけ、パーセント引き上げをたたき台と申しませうか、にして国民健康保険運営協議会の皆さんに諮問されたとは思いますが、6日後の、20日にお願いして6日後の11月26日に国保税が22%が答申されました。

この中で協議会の皆さんには、一通りの議論でなく、深夜に及び、1日でなく2日かけて慎重審議していただいたと、町長は委員の皆さんの労をねぎらっていました。その労力につきましては、急なことであり、重要な案件でありますから、委員の皆さんに対しましては感謝申し上げるところですが、ただ町長が議員であったころ、あれほど国保税値下げを訴え、下がれば下がったでかわら版に、共産党議員が頑張ったから国保税が下がったと書き立て自慢しておりました。

また、1期目の公約の国保税の値下げ、あるいは2期目の公約としては、自分の任期中には国保税を上げないとかかわっていたにもかかわらず、国民健康保険運営協議会の皆さんより答申をいただいたら、あっさりを受け入れ、12月議会に追加議案として扱われました。この現実是指導者としていかなものなののでしょうか。

国保税が下がれば共産党議員の手柄のようにアピールした過去の経緯から見ても、今回の値上げは、共産党議員とほかに8名の議員の協力を得て、私たちが国保税を値上げしましたとかかわら版に書けばよかったのではと私は思います。よく下げろ、下げろとあれほど言っていたのに、口が渴かなくちと申しませうか、あきれて物が言えないとは、このことだと思います。

ここで問題視するのは、果たせもしない公約が足かせとなり、昨年9月定例会においても、保健福祉課長より国保税が危機的状況との発言があったにもかかわらず、その対策のおくれは公約が邪魔して判断できなかったのではということです。

消費税にしましても、これまでの5%が、この4月より8%になり、さらに10%と順を追って値上げとなります。この値上げがいいか悪いかは別として、行政というものは住民の負担を考えた手法をとらなくてはなりません。どこが計画行政なのでしょう。もっと前に国保税の値上げは段階的に行わなくてはならない状況にあったにもかかわらず、自分の無理な公約が邪魔をして、税率を上げることができなくて、今回に至ったとしたら、これは町長の責任であり、単に謝って済むことではないと感じます。

申し上げたいこと、訴えたいことがたくさんありますので、責任については後ほ

ど聞きます。ここでは値上げに至るまでの経緯の部分で、町長としての的確な指示をしたかについてお伺いいたします。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えしたいと思います。

議員御指摘の点は、私の選挙公約が足かせとなって、値上げすべきタイミングがおくれたことによって、事態を悪くしたのではないかという御指摘かと思いますが、私が国保の問題で公約したのは事実ですけれども、それを行政に何か公約に基づいてやるようにということは、一切言ったことはありません。当然職員の皆さんも、私の公約ということがあるので気にはしていただいていたと思いますが、保健福祉課の中で試算をして、理事者会に提案した中で、これは基金も底をついてやむなしということで、直ちに条例改正する必要があるというのが私の判断であります。

ただ国保の値上げということで、どうしても12月議会にかけer必要があります。それは3月議会では住民の皆さんに対する周知する期間がなくなってしまうということから、それはだめだろうと。どうしても12月議会で議決をいただいて、実施までの間の住民の皆さんに対する周知期間というものを、きちんとやらなければまずいのではないかということから、本来であれば12月議会初日に提案すべきものでありましたけれども、作業のおくれから最終日となってしまったことについては大変申しわけないと思っております。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 今答弁ございましたけど、公約に対して一切言ったことない、基金が底をついてやむなし、町長の信念というものはどこにあるんでしょうかね。その部分は後半で申し上げますけど、町長を信用して、それこそ、ああ、いい世の中になるんだって、町長が町長になれば、そういうふうに思った方たちの思いは一体どうなるんでしょうかね。

20日に諮問しているが、それ以前に諮問の必要性があったと私は思いますが、それさえ行わなかった、その重大な責任と私は思いますが、それについても明確な、町民の皆さんに大変申しわけないことをしたと、私の決断力のなさがこの結果を招いたと、そういう言葉でもあれば、まだかわいいところがありますけど、ちょっと感覚の違いといいまじょうか、何とも言葉になりません。

いっぱいあるんでどんどんいきます。町長、やまゆり1月号の新春挨拶に、御代田町の医療費は、平成12年度には年間5億円でしたが、24年度には約10億円に達し、この12年間で何と2倍に急増していますと、国保会計の危機的状況をわかったようなコメントを載せています。見方によれば、随分前からこの危機的状況は分析できているが、昨年11月20日まで、協議会のほうに何の行動も起こさなかったかと捉えることもできます。無責任きわまりない方だと感じますし、他人事のような新年のコメントに、この方に御代田町のかじ取りを任せていいのかとまで私は思いました。

ほかにも医療費の異常な伸び、ウォーキングポールの活用、定期検診を受けてくださいとあり、2つ目の課題として、新クリーンセンターについて触れていましたが、御代田町的グローバル性に欠けた新年の挨拶ではなかったのかなと私は捉えま

す。一つ余計なことですが、やまゆり新年号の冒頭の挨拶の中で町長は、自民・公明政権が復活しましたが、国政が激動の情勢にあることに変わりはないと感じていますともコメントしております。どの政党が主導権をとれば、町長の言う激動の情勢を打破できるのでしょうか。評論家的に物を申すのなら、例えば共産党が政権をとれば、この激動の情勢を打破できるとおっしゃればいいのではありませんか。

さらに、やまゆり2月号には、9年間、国保会計を健全運営してきましたと責任回避するような文面もございました。随分前のことになりますが、これは先ほどの企画財政課長の答弁にもつながるところですが、当時の町長が柳沢薫町長であったころ、たしか国保会計基金が5億とか6億あったと思いますが、茂木町長が議員のころ、一般質問等でこれだけ基金があるなら国保税の減税をすべきと、それは努力し、現実となりました。

しかしながら、平成16年度には13%アップし、翌年の17年度には23.8%の大幅増税となっています。この現実から見ますと、柳沢町長当時、減税しないであれば、2年連続の国保税増税が妨げたのではと推測できます。当時の当事者として、町長はどのように感じておられるのでしょうかね。これは余計な話ですから、言いわけ的な答弁は遠慮します。

進めますが、以前、一般質問で同僚議員より、町長のトップダウンの必要性がありました。その質問に対し町長は、担当部局と話し合いで方向性を出し、トップ

ダウンはしないような答弁がありました。私が思うには、その答弁はあくまでも逃げ道で、指導力のなさをさらけ出している。何か問題があれば、職員のせいにして、逃げ道を持ったやり方とも捉えることができます。本来の町長の権限からすれば、これだけは譲れないから、どんな手法でもいいから、何とかできるように、いろいろな角度から調べてくれとか、本気さを職員に見せないから、職員に見破られて適当にあしらわれ、はい、おしまい、こんな感じかと思えます。

今振り返れば、これまで執行部側より提出された議案に、是々非々と申しましょるか、それなりに賛成した議案も多くありますが、今まで町民の不利になるような議案が少なかった、あるいはなかったから、議員としてそれぞれの議案に賛成することも多くありました。しかし、この件は町民に大きな負担が生じる重大な案件であり、掘り返して、町民の皆さんにその流れをお知らせしなければいけないとの強い思いがありますので、質問しているところでございます。

また、本来であるなら、これまでの流れから見て、共産党議員が行うべき質問かと思われませんが、御存じのように、町長の応援団ですので、私が行っているところです。

そろそろ本題に近いところをお聞きしますが、町長は1期目当選時に1万円の国保税値下げを公約として当選されました。2期目の公約は、任期中は国保税を値上げしないことを公約とし、予防を前提としたいろいろな事業を行ってきました。

その一つにはウォーキングポールがあり、全国で初めて町独自の補助金制度もつくり上げ、御代田町はこのように応援していますと、町長は年頭を初めそれぞれの挨拶の中で自慢していました。

しかしながら、予防を目的として行ってきた事業であるが、一定の効果はあるのでしょうか、すぐに国保保険料の増税を抑えるほどの効果はなく、また保健師を2倍にしたと、健康志向をアピールしましたが、これも国保保険料に対する効果が見えるとは言いがたい状況にあります。

先ほど申し上げたウォーキングポール購入補助金、交付者は平成21年に200人、22年130人、23年71人、24年53人、25年46人、5年で500人の方が購入しております。健康志向のきっかけづくりを奨励するために始めたウォーキングポール事業も5年を経過し、購入者は徐々に減少し、おおむね飽和状態になるようとしているようにも見受けられます。

また、購入者は500名となりましたが、日常的に利用している方は一体何人いるのでしょうか。御年配の方は冬場の運動はお休みしておられるのかと思いますが、1年を通して利用している人は、数人の方しか私は見かけることができませんでした。

そんな中、ポールが使われてない実態を心配して、保健福祉課では購入者に対し直接ウォーキング教室へ誘う、地区を回ってきめ細かい指導を行う、ロコモ教室に活用するなど、ウォーキングポール使用の普及に力を入れていますが、実際に効果があると言われる、1日に1度、1万歩以上歩く人は、ポール購入者500人のうち、一体何人の方なのでしょうか。御代田町1万5,000人中、仮に100人としても1%に満たない方しかウォーキングポールは使っていないのが現実でございます。

小山保健福祉課長はこの件にかかわらず、健康診断の受診率アップにおいても御苦労していますので、ほんのわずか褒めるといいますとおこがましいことですが、触れさせてもらいますが、課長は西軽井沢地区から毎日お手本のように、ウォーキングポールを使用し、せっせと通勤しております。私が知っている限り、毎日使用しておられる方は彼以外に存じ上げません。自分の健康を目的としているのでしょうか、捉え方を変えれば、言い方は適切ではありませんが、素晴らしいウォーキングポールの広告塔であるのではないかと思います。

町長も御存じで、御苦労さんなりの言葉はかけていると思いますが、もしなかったら、私では物足りないでしょうが、この場をかりて、その労に対する感謝を申し上げます。生意気ですが、議長になりかわり御礼申し上げます。

本題に戻ります。課長を褒めておいてなんですが、これまで町長が広報やまゆりの年頭挨拶を初め、いろんな場面で自慢し、医療費を下げるのに効果的と宣伝してきたウォーキングポールという健康施策が、実は健康づくりのきっかけの一つにはなるが、医療費の高騰に対しては、大きな効果が上がっていないことを指摘しなくてはなりません。

私は健康づくりのきっかけになるウォーキングポールの普及をやめろと言っているわけではありません。健康施策はすぐに効果は出ない。5年、10年と、息の長い取り組みが必要であることも私は承知しており、さまざまな健康政策の一つとして、ウォーキングの普及を続けていくことに対しましても、私は反対はいたしません。

町長が広報の新年挨拶で、国保税値上げに一言も触れず、公約違反のおわびもせずに、軽々にウォーキングポールを買って、みんなで健康になって医療費を抑えましようと呼んでいる、この無責任な姿勢が許せないのです。年頭の挨拶は問題のすりかえ以外の何物でもないとは考えています。

年頭の挨拶で、お聞きしますよ、町長、年頭の挨拶で、今後の健康施策として大きく伸びる見込みの薄いウォーキングポールの普及を前面に出した理由をお聞かせください。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えします。

広報やまゆり1月号の原稿の締め切りはとても早い、12月の初めの段階での、年末の印刷ということでもあります。ですから、議会の議決の前でありますので、その点については記載することができませんでした。そうしたことがあり、新年の年頭、新年祝賀会の中では、このことについては報告させていただきましたが、1月号の年頭の挨拶は時間的に間に合わなかったということで、大変申しわけありません。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 聞いていることと違うことなんですけど、今の町長のことに先に私、答えましょう。12月の初めに原稿を書かなきゃいけないから、1月号に間に合わない。それはいいんですわ。でしたら2月号になぜ載せないんですか。こういう状況ですと、町長の思うことをなぜ載せないんですか。1月に間に合わなかったら、2月、3月、あったじゃないですか。どこにも載ってないじゃないですか。それで12月に原稿書いたから、1月に間に合わなかったって、そんな子どもだましな言いわけ、通用するわけないでしょう。

私が聞いているのは、健康施策の、施策として大きく伸びる見込みの薄いウォーキングポールの普及を前面的に出した、この真意を聞いているんです。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この間、私どもが、私が健康なまちづくりということで、健康というものが人によって、例えばサプリメントが効果があると考えている人もいれば、いろんなことが自分の健康に効果があると考えている方がいます。それは例えば黒酢を飲むのがいいとか、いろいろあります。その中で私どもが重症患者のレセプト

調査の中で出てきたことのひとつが、きちんと検診を受けていただくということが一つの大きなテーマです。

それからもう一つは、生活習慣病予防、生活習慣病が重症化する一つの原因になってるということから、食生活の改善と運動で、運動といってもいろいろあります。一番効果のあるのが健康ウォーキング、ウォーキングポールを使うことが全ていいのではなくて、それはその人なりの、歩行ということですね。比較的時間をかけた歩行ということが、いろんなスポーツありますけども、これが一番高齢者の方も、また負担なくできるということで、そうしたことから、健康ウォーキングを推進する上で、町のウォーキングポールを活用してくださいという呼びかけをさせていただいております。これは今初めて始めたことではなくて、一貫してこの点については、いろんな場で説明させていただいております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 何かのらりくらりとした、意味のわからない答弁で、いつものことですけど、健康で生活できるまちづくり、これコピーで、見せられない事情があるんで、向こうには。政治経済のお話しありまして、医療費を抑えましょうと。先ほども申し上げたとおり、平成12年度には年間で約5億円でしたが、24年度には約10億円に達し、この12年間で何と2倍にも急増しましたが、分析できてるんですよね。できてなかったら、こんなこと書けませんよね。ただ書いてるだけで、手段、手法、その手法については、全然物足りない部分ございます。

これだけの部分、ウォーキングポールと健康診断受けましょう、これが新年の町長の挨拶とすると、先ほども申し上げましたっけ、グローバル性、御代田町のグローバル性に欠けているんじゃないかと、ある意味、無責任な年頭挨拶だと私は思います。

そして、ウォーキングポール、これ私、反対してるんじゃないんですよ。ただ500人、1万円以上する金額と聞いてますが、1万2,000円ぐらいするんですか。2,000円の補助、500人たって100万円ですよ。その100万円の補助を御代田独自でやってますとアピールしているんでしょうが、しかしながら、保険税率をアップするには何の――何のという言葉は適切じゃないけど、大した効果が見えてない現実。それにしがみついて、ウォーキングポールやりましょう、健康診

断やるのは保健福祉課で一生懸命頑張って推進してますよ。それはわかってるの。ただ町長はなぜこういう小さなことにしがみついて宣伝してるのかっていう部分ですが、私は、私的にはそういうリーダーでは困るという思いがあるんで聞いてみたんですが、大した答えいただいてません。人としての器が見えたような気がいたします。

それでは、町長は1期目と2期目の公約違反に、どのような責任をとるのか、この質問に入ります。

先ほども述べましたが、町長は1期目当選時に1万円の国保税値下げを公約とし、2期目の公約は、任期中は国保税の値上げをしないことを公約として当選されました。保険料を下げるという公約は、ある意味理想であって、当初から無理な注文とわかった上での無責任ともとれる公約ではなかったのかと私は思うのですが、まず公約にあった保険料減額のために、会議あるいは話し合い、平成19年度以降、何度なされたのかお聞きしようと思いましたが、先ほど何もしていないと、私からは投げかけてないということでございます。それで町長、議事録に残るので確認しますが、よろしいですね。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

先ほどのお尋ねの件は、今回の22%値上げに関する協議の中で、どうだったのかということで、保健福祉課が試算したものを妥当なものとして認めて議案を提出させて、条例改正をさせていただくということでありました。

平成19年、当選したときに国保税の1万円、世帯当たり1万円引き下げという公約をいたしました。確かにこれは実現が可能であったかどうかという点でいいますと、理論的には可能でありました。それは私の大きな公約は、同和事業の廃止ということでありまして、同和事業に年間4,000万円という予算がつき込まれておりました。当時、国保世帯は2,500世帯でありましたから、4,000万円のうちの2,500万円があれば1万円の引き下げは可能だということで、それは理屈としては間違ってるということとは言えないというふうに思っています。その財政的な根拠を示したというところに、この公約の意味はありました。

このことについて、当選した当時から国保税の引き下げは可能かということ、当時保健福祉――当時は町民課でしたっけ、と協議しました。しかし、そのときにここに、政府の政策で出てきたのが後期高齢者医療制度ということでした。そのと

きの協議の中で、後期高齢者医療制度というものがどういう影響が出るのかということについて、非常に不透明な部分がありました。その後期高齢者医療制度の前段階で、当時担当課と試算をした中で、1万円の引き下げはできないけども、2,000円ほどの引き下げであれば可能であるという結果もありました。

しかし、その後、後期高齢者医療制度の中で非常に不透明な状況が生まれましたので、その引き下げについては断念しました。この状況の推移を見ながらということになりました。

しかし、結果として、その後、国保税そのものを引き下げることはできないということがわかりましたので、これについては次の選挙の際に、2期目の選挙の際に、当然国保税引き下げるという公約をしておりましたので、町民の皆さん、有権者の皆さんから批判をいただきました。

1期目の公約としてできなかったのは、国保税の1万円引き下げということと、学校給食で自校給食の存続ということを公約して言いましたが、これについても現在の共同調理場に変更、修正いたしました。この2つについてはできませんでした。

結果として2期目の選挙において、町民の皆様の審判を受けたというふうに私としては考えております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 平成19年、町長は当選時、1世帯当たりの平均御代田町国保税17万1,200円、20年に後期高齢者が今おっしゃったとおり開始されました。17万6,200円、21年に17万4,400円、22年15万9,000円、23年16万4,500円、町長が当選されたときは、前年度、長野県下で7番目に高かった、町長が当選されて8番目、後期高齢者が始まって10番目、翌年が12番目、14番目、16番目、上がってるんです。

そういう中でも、後期高齢者が始まったから、また複雑になってどうのこうのという言いわけは言いわけとして、公約は公約なんですよ。19年に当選されて1万円下げる、後期高齢者が翌年に始まったんで複雑になっちゃったから、できないで断念した。そして、2期目、当選して、私の任期中は上げません。あと1年切りますけど、ある中で、そこも公約違反で、今お話しありましたが、理論的には可能、2,000円ぐらい、理論的には可能だったけど、2,000円ぐらい下げる程度ま

で行き着こう、行き着くんじやないかって議論をされた、そういう話です。ですが、翌年20年に後期高齢者が始まるので、また計算が複雑になったのか、そんなことで見送りになった。それはいいとしましょう。

でも、公約は公約なんですよ。2年目にも下げません。さっきも言ったとおり、22%の大幅な一気の値上げ、これが要は町長の公約が足かせになって、リーダーシップを発揮することができずに、町民の負担をふやしたという現実につながっていると私は感じています。多くの町民の皆さんから、そういう意見も伺っております。町長には言いづらいから言わないかもしれないですけど、私たちは言いやすいから。

いずれにしても、きちんとした議論、話し合いがどこまであったのかというのは、非常に不透明でございます。先ほども申し上げましたけど、本来の町長の持つ権限からすれば、自身の公約に対し課長会議、あるいは理事会などで自分の思いを告げ理解を求め、なおかつ実現に向けた方向性を探り、リーダーシップを発揮すべきものと考えますが、簡単に折れてしまう方なのかなと、そのリーダーシップを感じないのは、私だけではないと思います。

茂木祐司は庶民の味方、茂木を首長にすれば税金の負担は減ります。国保税は1万円引き下げできます。バラ色の公約を高らかに宣言して当選した茂木祐司町長であります。今回の保険料22%引き上げは明らかな公約違反でございます。町長はさきの選挙で朝倉候補に対し、財源もないのに無謀な公約とおっしゃっていましたが、その言葉は全て自分にはね返っているのではないのでしょうか。公約を信用して茂木氏に投票した人は、今回の引き上げに大変失望しています。

共産党首長になれば税金が減り、庶民の生活も楽になるという、できもしない公約を信じ、公約を宣伝して、住民を信用させ、言いかえれば多くの純粋な有権者に虚偽の公約を信じ込ませた、票を集めた町長への不信感も募らせませす。結局減税どころか、逆に大幅な値上げということになったのではございませんか。私は、今回の増税により、今後は茂木町長が言うことは信用できないと、そういう町民の声を多く聞いているところでございます。

今、1期目と2期目の公約違反に対して、答弁であるような、ないようなお話しあったんですが、町長は公約とはどのように捉えていますか、お聞かせください。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 公約とは政治家として有権者の皆さんにお約束をする内容でありますし、極めて重い約束だというふうに認識しています。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 極めて重大な約束であるという答弁でございますが、できなかったということは、違反があったと私は思いますが、違反があったとお認めになりますか。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 公約、有権者の皆さんに示した公約ができなかったというのは、一般的には公約違反といえます。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 一般的には公約違反と、人ごとみたいなおっしゃり方なんですけど、それで先ほどもそうなんですけど、何回も町長はこういうことについて謝っているんですね。これまでも議会あるいは全協で、私に限らず議員の質問に対し申しわけないと謝るような発言を今までも数多く見られました。謝れば済むという安易な考え方で、今後も御代田町のかじ取りを行うとしたら、今後この町は一体どうなるのでしょうか。私は怖くてなりません。

公約を公約とも思わず、できなければ済みません、申しわけございません。今後この繰り返しののでしょうか。私はその町長の適当な姿勢になれていますから、またかと我慢もできますが、町民の皆さんにある意味、このうその上塗りを町長はどのような形で説明責任を果たすかお答えください。

○議長（笹沢 武君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 先ほど御指摘の公約に対して、対応が非常に軽率だというお話をいただきました。ただ例えば自校給食の問題、共同調理場の問題も、もし公約にずっとこだわっていたのであれば、中学校の建設そのものが大変おくれるという事態にありました。全体計画を自分の公約によっておくらせるわけにはいかないということから、このことについては早急に進める必要があるということで、公約については取り下げて、事務局提案の共同調理場とさせていただきました。ただその際も、共同調理場の給食が温かい段階で届くような対応は個別にも、いわゆる親子方式という形で提案させていただいて、現在もそれによって運営されています。

国保税の問題も、今回公約にあくまでもこだわっていたのでは大変な事態に陥っ

てしまうこととなります。さらに、町民の皆さんに御迷惑をおかけすることになることから、現状が打開できる状況ではないことから、当然公約についてはこだわることなく、担当課提案の方向で条例案を提案させていただいております。

今、大変申しわけありません。お尋ねの点。

○ 7 番（小井土哲雄君） 時間ないからいいです。

○ 議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○ 7 番（小井土哲雄君） 中学の公約にこだわっていれどできなかつたって、たまたまできたからいいけど、そういう問題のすりかえはやめましようよ。これだけ町民の皆さんを裏切るような重大な過失ですよ、私に言わせれば。それは公約にこだわってれば、中学もできなかつた。公約なんか破って当たり前だ、そうでなきゃできないんであって、そんな公約ってありますか。信じられない。

時間ないんで、2,000万円の一般財源の公平性も聞きたいんだけど、多分時間、足りなくなっちゃうんで、先ほど言った、町長が当選のときに、当選前は7番目、県下で高い保険料、国保税、当選したら8番目、10、12、14、16、上がってる。23年度までの統計っていうか資料なんですけど、町長はいろんなところで保険料が下がった、下がったって自慢してるんですよ。そのここから見ても、どんな根拠があつて下がった、下がったって言ってるのかわかんないんで、それちょっと教えて。

○ 議長（笹沢 武君） 小井土議員に申し上げます。制限時間が近づいておりますので、そろそろまとめに入っていただきたいと思います。

茂木町長。

○ 町長（茂木祐司君） お答えします。

国保税が下がったというふうに言っているのではなくて、御代田町がこの間、値上げを抑えてきたことによって、県下での順位が、高いほうからの順位が下がっているということで、だから内容的には現状維持のまま推移したことで、他の自治体がこの間値上げをしているので、順番としては下がっているということでお話をさせていただいたことはあります。

○ 議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○ 7 番（小井土哲雄君） 確かに少しづつ下がっているんですよ。ただ佐久市、望月町が、仮に御代田が53番目のとき、望月は83番目、浅科は77番目、それで合併

したら御代田町は単独ですよ、31番目、でも佐久市合併で62番目、今でも23年度でも57番目、御代田町は16番目、そういう部分で、そんなに確かに順位はそういう結果ですけど、近隣町村から見れば、そんな大してアピールすることでもないと思います。

議長、あと2分で終わります。御勘弁ください。議会初日に25年度国保税の補正がありましたが、一般財源より2,000万円の法定外繰り入れが予算書に載っていました。初日に質問しましたが、担当委員会には今年度補正の可能性のあるようなニュアンスで話はあったようですが、私ども担当委員会以外の議員には何も知らされず、いきなり議案書に2,000万円の補正という形で、当たり前のように提出され、質問しなければ何もなかったかのように2,000万円の補正がまかり通ります。このような執行部側の手法は果たしていかななものかと思います。

26年度国保税22%、税率アップと一般財源より2,000万円の法定外繰り入れは、昨年の議会で賛成多数という形の中、成立しましたが、今回の補正は寝耳に水と感じています。担当委員会に付託されていますので、慎重審議をお願いしたいと思います。

最後になりますが、理事者側から嫌われ者になろうが、誰かが町民の代弁として物を言わなければならない。その行為を放棄して執行部の言いなりでは民主主義の放棄となると感じていますので、今後も民主主義を重んじる議員としてチェック機能を働かせていくつもりです。

以上で質問終わります。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告6番、小井土哲雄議員の通告の全てを終了いたします。

以上で、本日の議事日程を終了いたします。

あすは引き続き一般通告質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 午後 5時29分